

平成 27 年度
総務省行政評価局
請負調査

国の行政機関が公表したガイドライン等の
実態把握のための調査研究
報告書

平成28年3月

株式会社 NTT データ経営研究所

1.内容

本編

1. 調査研究の概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 調査の対象	1
(3) 調査の流れ	2
① 収集	2
② 整理	2
③ 分析	2
2. ガイドラインをめぐる議論	3
(1) ガイドラインの意義	3
(2) 国の行政機関が定める行政規則等	3
(3) 諸外国におけるガイドラインの取扱	5
(4) ガイドラインに関する調査研究における問題点と本調査における論点	6
3. 国の行政機関が策定するガイドラインの実態の整理	7
(1) ガイドラインの収集	7
① 収集対象となるガイドライン	7
② ガイドラインの収集手順	8
(2) 収集したガイドラインの整理	11
(3) ガイドラインの収集結果	12
(4) 収集したガイドラインの概要	14
① 策定が法、政令に基づくもの	14
② 国会附帯決議、閣議決定、指針、プラン等に基づいていることが明記されてい るもの	15
③ 策定形式	16
④ ガイドラインの対象者が行政機関であるケース	18
⑤ 府省間で共通した目的のために複数のガイドラインが策定されるケース	19
⑥ ガイドライン間で個別の参照関係を有するケース	21
4. ガイドラインの分析	25
(1) ガイドラインの分類の考え方	25
① ガイドラインの分類における分析軸	25
② 分析対象について	25
(2) 行政手続法でいう「命令等」の性格を有するガイドラインの分析	26

①	「命令等」の性格を有するガイドラインの位置付け	26
②	「命令等」の性格を有するガイドラインの整理方法	26
③	「命令等」の性格を有するガイドラインの整理結果	27
(3)	「命令等」の性格を有しないガイドライン	36
①	「命令等」の性格を有しないガイドラインの位置付け	36
②	通達形式	36
③	通達以外の形式のガイドライン	37
5.	ガイドライン分析による考察結果	48
(1)	ガイドラインの外形的な規則性について	48
(2)	ガイドラインの機能について	48
(3)	ガイドラインの今後の分析に向けて	48

付属資料

- ・ 分析対象としたガイドライン一覧
- ・ 「命令等」の性格を有しないガイドラインが有する機能一覧

資料編

収集ガイドライン一覧

1. 調査研究の概要

(1) 調査の目的

本調査は行政機関が提示する「ガイドライン」について、実態、規範性の有無等を整理することを目的とする。

行政機関が策定する「ガイドライン」は、規範的性質を有すると思われるもの、専門家による会議で参考資料として取りまとめられたもの、特定行政分野の好事例集などがあり、数多くのもものが公表されている。

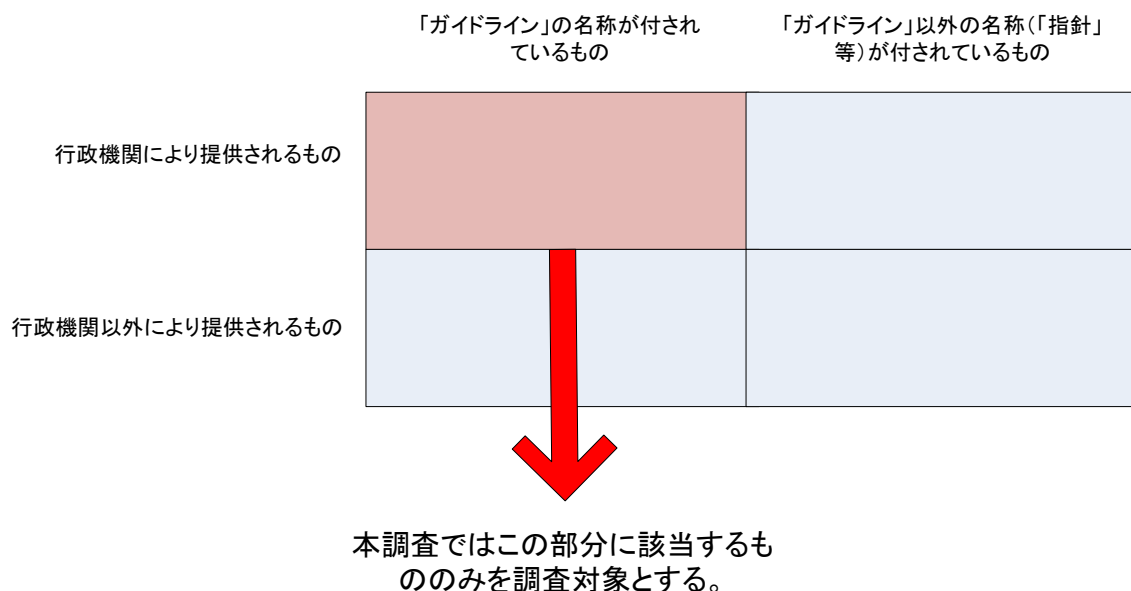
本調査研究は、国の行政機関が策定するガイドラインにはどのようなものがあるのか、その実例を幅広く収集し、分類・整理を行うことを目的とするものである。

(2) 調査の対象

ガイドラインについては、例えば提示主体についてみると、関係府省等、行政機関が自ら提示するもののほか、行政機関による指導など深い関与の下で、民間の業界団体等が提示するものなど、いくつかのケースが見られる。

また、ガイドラインの名称についても、法律等の解釈基準を示すという意味でのガイドラインとほぼ同様の趣旨で「指針」、「考え方」なども存在する。

本調査では、このようなガイドラインの現状の多様性を踏まえる一方、調査の目的に鑑み、「ガイドライン」という名称が付されたもので、国の行政機関が提供するもののみを調査対象とする（図表 1）。



図表 1 本調査で対象とする「ガイドライン」

(3) 調査の流れ

本調査では、収集、整理、分析の3つの手順で業務を実施した。

①収集

本調査で収集対象とするガイドラインは、文書名（名称等）に「ガイドライン」と記載されているもので、国の行政機関が提供するものを対象に、件数は500件程度とする。

②整理

収集したガイドラインについて、名称や策定・公表年月日等の項目を整理し、一覧を作成し、ガイドライン分析のプロセスの基礎資料とする。なお、収集したデータは、電子媒体または紙媒体で保存する。

③分析

ガイドラインのパターンを分類し、その特徴の抽出を試みる。また、ガイドラインの整理プロセスで整理した項目を踏まえつつ必要に応じ追加の整理を行う。なお、本分析対象は（収集したガイドラインのうち）200件程度とした。

2. ガイドラインをめぐる議論

(1) ガイドラインの意義

「ガイドライン」という用語は、法律上明確に位置付けられているものではない。ガイドラインの行政法上の位置付けや法的性格についても、これに触れている文献は少ない¹。また、辞書等における説明を見ても、ガイドラインの意義について、策定主体や文書の対象者は一義的ではないことがわかる（図表 2）。

図表 2 辞書等による「ガイドライン」の説明

大辞林 第三版	・ 政府や団体が指導方針として掲げる大まかな指針。
デジタル大辞泉	・ 政策・施策などの指針。指標。
朝日新聞キーワード (2009年7月4日)	国や自治体など関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。法的な拘束力はない。国交省の安全輸送ガイドラインでは、荷主や運送会社などの事業者、運転手など関係者ごとに順守すべき項目を示す。

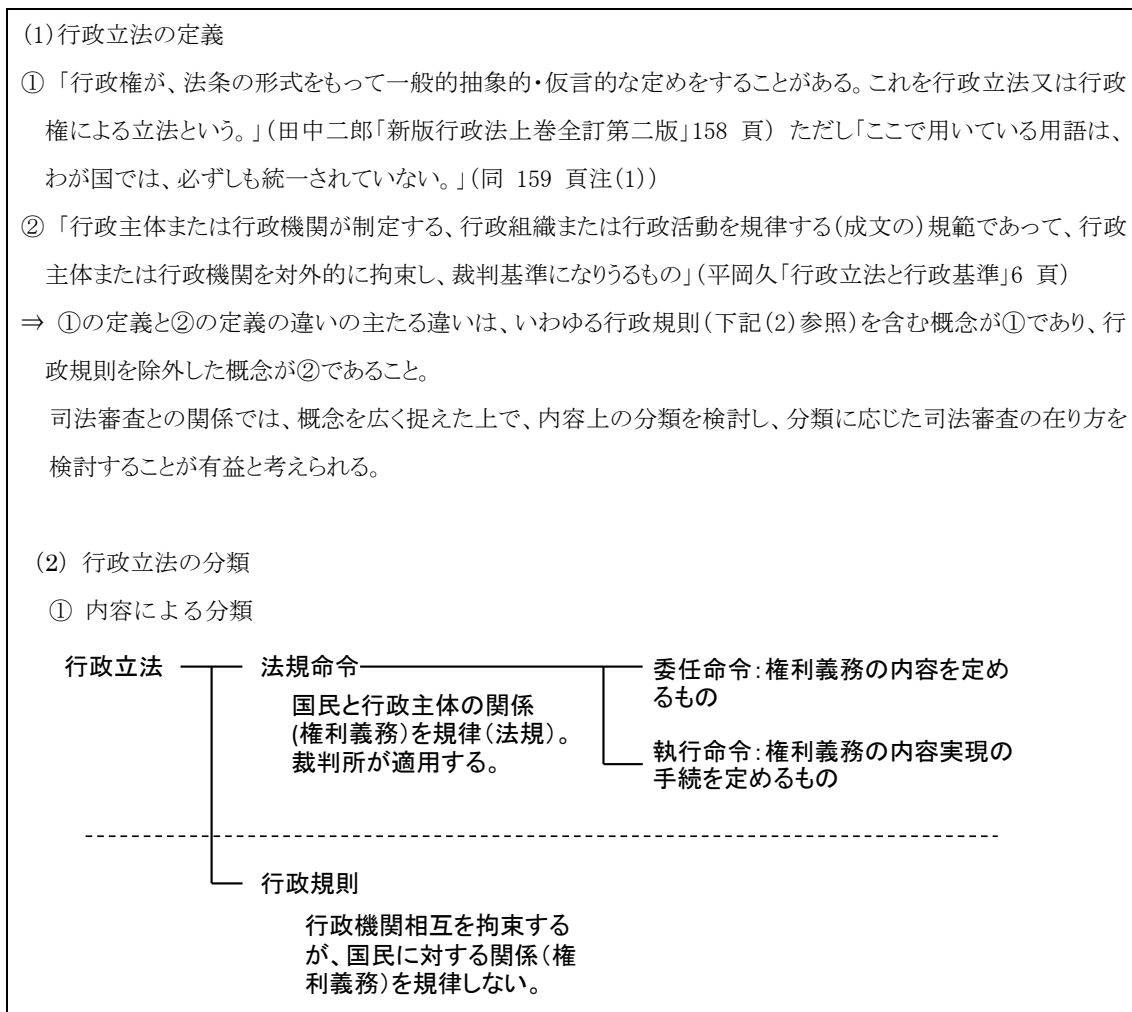
このようにガイドラインについては、法令そのものではないものの、一般的にはガイドライン作成者が示す「内容」（基準や解釈や事例等）に準じた対応を行うことを、相手方に「求める」ために策定される文書とされるケースが多いとされる。但しその実態については、策定者が示す「内容」や、相手方に求める「拘束性」などは多様である。

(2) 国の行政機関が定める行政規則等

国の行政機関において、ガイドラインのなかにガイドラインの対象者に対し、何らかの対応を求める性質のものが含まれると考えた場合、ガイドラインは、一種の行政規則としてとらえることができる。行政規則の定義については、さまざまな学説が存在し、統一的に定義がなされているわけではない。例をあげれば図表 3 のように示される（図表 3 では、行政立法の説明としてなされているが、行政規則を含めた整理として示す）。

¹ 例えば阿部泰隆「行政法解釈学 I」（有斐閣、2011）（以下「阿部行政法」）など、ガイドラインについて直接記述している学術書は限られたものとなっている。なお同書 P279 では、公正取引委員会や金融庁において多数のガイドラインを発しているとしたうえで、それらのガイドラインの法的性格について、法的拘束力を有しないもの実際に通用しているものとしている。また犯罪収益移転防止法に係るガイドラインのように、法律上の届出義務の有無の判断基準のように、典型的なものは政令で定めるべきではないかと指摘されている。

図表 3 行政立法の定義



出所: 「行政立法の司法審査」(行政訴訟検討会(内閣官房、2008年)第31回資料
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/gyouseisoyou/dai31/31sankou8.pdf>

そこでここでは、ガイドラインの性格を検討する前提として、行政規則など、行政が処分等を行うに際してのよりどころとなるものについて概観する。

① 命令

命令は行政が定立する法を意味し、日本国憲法の下で、法律に基づく命令が認められている²(日本国憲法第41条)。命令には内閣が制定する政令(憲法第73条第6号)のほか、内閣府令、省令、規則などがある。

② 審査基準・処分基準・行政指導指針

審査基準とは、申請により求められた許認可等をするかについて、その法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号ロ)。また処分基準は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分をするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう(行

² 宇賀克也「行政法概説I 行政法総論第5版」P7(有斐閣(以下「宇賀概説」))

政手続法第 2 条第 8 号ハ)。

行政指導指針は、同一の行政目的を実現するため、一定の条件に該当する複数の者に対して行政指導しようとするときに、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう（行政手続法第 2 条第 8 号ニ）。

行政手続法第 2 条第 8 号では、これらと命令（処分の要件を定める告示を含む）を併せて「命令等」とする。

(3) 諸外国におけるガイドラインの取扱

今回の調査では、EU におけるガイドラインの扱いについて調査したところ、ガイドラインは、我が国同様法律とは区別されている一方、広範な意義を有している。

図表 4 は、EU の取引総局 (Directorate-General for Competition) における Guideline の位置付けを整理したもので、告知、ガイダンス、コンプライアンスの案内、ベストプラクティス等の位置付けがあるとされる。また、その規範性についても以下のような性格があることを示している。

- Guideline は、実践 (Practice) ルールであり、法律上の (law) ルールではない
- Guideline は法的な拘束力を持ちうる³。

図表 4 EU の取引・競争総局 (Directorate-General for Competition) における Guideline の位置付け

Variety of 'Guidelines'
• Commission Notice, communications
• Commission Guidance on enforcement priorities
• Commission brochures (e.g. compliance)
• Annual Reports on competition Policy
• DG COMP publications
◇ Best practice (e.g. merger control)
◇ Discussion Paper (e.g. Art 102)
◇ DG COMP manual of procedure
◇ Explanatory note (e.g. inspections)
◇ Model texts (e.g. commitments)

※DG COMP は Directorate-General for Competition の略

出所 : "The role of Guidelines in EU competition law" (David Bailey、2013)

(<https://www.kcl.ac.uk/law/research/centres/european/research/bailey-lecture-slides.pdf>)

³ Guideline による法律効果については、「Guideline は法的効果を生み出すことができる。この Guideline による効果は法律上のルールそれ自体として生じるのではなく、委員会が採用し、発しているという点から生じるものである」(Case T-59/02 Archer Daniels Midland(2006),para43)とするものとされる。(上記 "The role of Guidelines in EU competition law")

(4) ガイドラインに関する調査研究における問題点と本調査における論点

行政手続法は、「処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続」(同法第1条)に関して、行政指導(第2条第6項)、命令等(法律に基づく命令、審査基準、処分基準、行政指導指針)(第2条第8項)等の用語、基準、手続き等について定めたものである。

他方、ガイドラインについては、行政手続法をはじめとする法律上に用語、形式、設置根拠が明記されていないことから、行政手続法上の命令等に位置付けられるのか、その他の法律あるいは規則類に位置付けられるのか把握することは容易ではない。その要因には様々なものが考えられるが、ガイドラインの策定者において「ガイドライン」の意義を一律に想定していないことも一因であろう⁴。

このような背景から、ガイドラインにおける規則性の有無あるいはガイドラインが果たす役割や機能についてある程度網羅的に概観できることが望ましい。そこで、本調査ではガイドラインについて、以下の点を確認するために分析を行う。

- ①国の行政機関が策定するガイドラインについて、外形的に何らかの規則性などがあるかどうか。特に法律上の根拠、拘束力を有するガイドラインについて、このような特徴が認められるか。
- ②法律上の拘束力を有しないガイドラインが果たす役割・機能について、具体的にはどのようなものがあるのか。また(法律上の拘束力以外に)ガイドラインの策定者が想定する利用目的はどのようなものが挙げられるのか。

⁴ 例えば、ガイドラインと指針が同義で使われているケースがあり、府省が公表する web 上のページでは、ガイドラインとして掲示しているものの、実際に掲示されている文書名については、指針となっている例がある(例として「特許法第35条第6項の指針(ガイドライン)」などがある(文書名は「特許法第三十五条第六項に基づく発明を奨励するための相当の金銭その他の経済上の利益について定める場合に考慮すべき使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等に関する指針」))。

3. 国の行政機関が策定するガイドラインの実態の整理

国の行政機関が策定するガイドラインにおいて、どのような性格を有するののかの実態を把握するため、ここでは国の行政機関が策定するガイドラインを一定数収集し、その状況を整理する。

(1) ガイドラインの収集

①収集対象となるガイドライン

国の行政機関が策定、公表する、「ガイドライン」という名称のものに限定して 625 件のガイドラインを収集した。

その他の留意点としては、以下の通りである。

- 対象とする行政機関は、内閣官房による「国の行政機関の組織の一覧表」⁵及び内閣官房における各本部⁶を基に想定する。
- 国の地方支分部局で提供しているものについては、原則として含まない。ただしその内容等により、分析対象とすべきものについては、対象に含める場合がある。
- ガイドライン上の策定名義が、例えば外部民間委員を一部構成員に含む「～検討会」のような会議名称である場合でも、国の行政機関によって最終的に公表された場合には、国の行政機関によるガイドラインとして、対象に含める場合がある。
- 民間の組織、業界団体等が提供するガイドラインは、国の関与が強くみられるもの（例えば担当機関の指導等に基づいて策定されるもの）であっても、本調査において収集するガイドラインの対象には含めない。
- ガイドライン策定後改版・改訂がなされている場合には、最新版を対象とする。ただし改版・改訂の結果、ガイドラインの名称、対象者や提供者、提供範囲などが大きく異なる場合には、新旧で別のガイドラインとする場合がある。

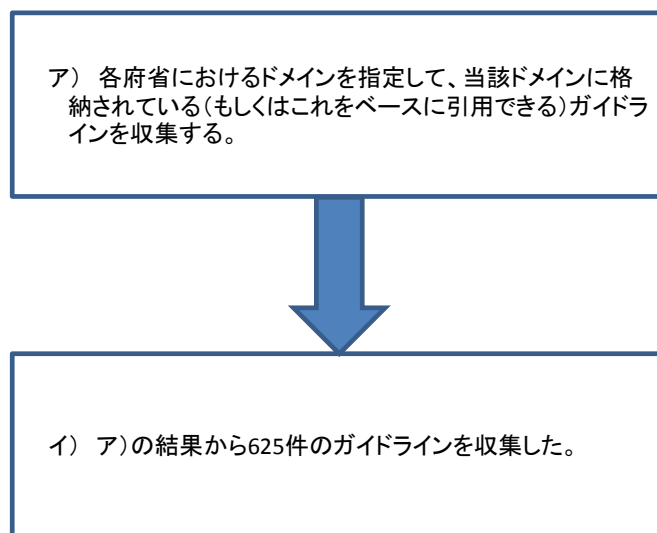
⁵ 「平成 27 年 10 月 1 日現在の国の行政機関の組織（平成 27 年 12 月 8 日公示）」

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/h271208kouji.pdf>

⁶ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/katudou.html>

②ガイドラインの収集手順

ガイドラインの収集は、効率性の観点から、図表 5 に示す方法により行った。



図表 5 ガイドラインの収集手順

ア) 各行政機関のドメインを（検索エンジン上で）指定して、当該ドメインに格納されている（もしくはこれをベースに引用できる）ガイドラインをリストアップした。

- 検索方法としては、原則として「ガイドライン」を検索語とした。
- 検索結果として該当するものを、該当した順に、収集対象として整理を行った（政策内容や重要性などの内容面を原則として鑑みないこととした）。
- 対象とした国の行政機関は、図表 6 のとおりである。
- 各府省から収集するガイドラインについては、最大 70 件程度とした。

図表 6 本調査でガイドライン収集の対象とした国の行政機関

国の行政機関
内閣官房
・内閣サイバーセキュリティセンター
・国家安全保障会議
・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
・都市再生本部
・構造改革特区推進本部
・知的財産戦略本部
・地域再生本部
・郵政民営化推進本部
・中心市街地活性化本部
・道州制特別区域推進本部
・総合海洋政策本部
・宇宙開発戦略本部
・国土強靱化推進本部
・原子力防災会議
・総合特別区域推進本部
・社会保障制度改革推進本部
・健康・医療戦略推進本部
・社会保障制度改革推進会議
・水循環政策本部
内閣府
・公正取引委員会
・国家公安委員会
・警察庁
・金融庁
・消費者庁
・個人情報保護委員会
復興庁
総務省
・消防庁
法務省
・公安調査庁

国の行政機関
外務省
財務省
・国税庁
文部科学省
・文化庁
厚生労働省
・中央労働委員会
農林水産省
・水産庁
・林野庁
経済産業省
・資源エネルギー庁
・特許庁
・中小企業庁
国土交通省
・観光庁
・気象庁
・運輸安全委員会
・海上保安庁
環境省
・原子力規制委員会
防衛省

イ) ア) の結果から 625 件のガイドラインを収集した。

- ア) の結果、スクリーニングしない段階で 666 件を収集した。そのうち、重複等に関してスクリーニングを行い、625 件を収集した結果とした ((3)参照)。

(2) 収集したガイドラインの整理

収集したガイドラインについて、図表 7 に示す項目に従って整理した。

図表 7 ガイドラインの整理項目

項目	備考
名称	ガイドラインの名称。ガイドラインに記載の名称とガイドラインを公表している web ページにおける名称が異なる場合、ガイドラインに記載の名称を優先する。
策定・公表年月日	最新版の公表日。改版がない場合は初版の公表日、改版がある場合は最新のものの公表日。
改版履歴等	改版の有無、ある場合はその履歴。
策定主体	ガイドラインを策定した主体。国の行政機関、「委員会」、「検討会」等を想定。
公表主体	ガイドラインを公表する主体。主に、公表する web ページの間合せ先等管理主体。
目的	ガイドラインの策定の目的。ガイドラインに記載された内容、もしくはこれを提供する web ページにおける記載内容などをもとに整理。
対象となる者	ガイドラインの名宛人。ガイドラインに記載の内容、もしくはこれを提供する web ページにおける記載内容などをもとに整理。例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等を想定。
内容	内容について、数行程度の要旨。または目次の抜粋。
インターネット上で公表されているURL	インターネット上に公表されているガイドラインの URL、またはガイドラインへのリンクがある web ページの URL。

(3) ガイドラインの収集結果

ガイドラインの収集の結果、図表 8 に示すように、666 件のガイドラインをリストアップし、うち 625 件を収集した（収集したガイドラインの詳細については資料編を参照）。

図表 8 国の行政機関のホームページに掲載されている法令等の情報

国の行政機関 ⁷	リストアップした もの(件)	対象外 ⁸ としたも の(件)	収集したもの (件)
内閣官房 ⁹	20	0	20
内閣サイバーセキュリティセンター	3	0	3
地域再生本部	1	0	1
健康・医療戦略推進本部	1	0	1
内閣府	15	2	13
公正取引委員会	6	3	3
国家公安委員会	1	0	1
金融庁	23	0	23
消費者庁	5	0	5
個人情報保護委員会	3	0	3
警察庁	9	3	6
復興庁	1	0	1
総務省	75	0	75
消防庁	25	1	24
法務省(公安調査庁含む ¹⁰)	13	0	13
外務省	20	1	19
財務省(国税庁含む ¹¹)	11	0	11
文部科学省(文化庁含む)	19	1	18
厚生労働省(中央労働委員会含む ¹²)	79	11	68
農林水産省(水産庁、林野庁含む)	75	9	66
経済産業省(資源エネルギー庁、中小 企業庁含む)	78	2	76

⁷ 外局・外庁であっても同じドメイン・サーバを使用している場合には、それらも含めて「国の行政機関」に示す機関名のデータに含めている。

⁸ 名称は確認できるもののガイドライン自体を確認できないもの、名称の変更や他省庁と連名での策定などの理由により二重に集計されているものなどを対象外とした。

⁹ 内閣官房における各本部のガイドラインについては、内閣サイバーセキュリティセンター、地域再生本部、健康・医療戦略推進本部以外の本部等におけるもの以外は、本調査では収集できなかった

¹⁰ 但し本調査では、公安調査庁のガイドラインは収集できなかった。

¹¹ 但し本調査では、国税庁のガイドラインは収集できなかった。

¹² 但し本調査では、中央労働委員会のガイドラインは収集できなかった。

国の行政機関 ⁷	リストアップした もの(件)	対象外 ⁸ としたも の(件)	収集したもの (件)
特許庁	8	0	8
国土交通省(観光庁、運輸安全委員 会、海上保安庁含む ¹³)	78	1	77
気象庁	3	0	3
環境省	77	3	74
原子力規制委員会	5	3	2
防衛省	12	1	11
計	666	41	625

¹³ 但し本調査では、運輸安全委員会、海上保安庁のガイドラインは収集できなかった。

(4) 収集したガイドラインの概要

ガイドラインの収集の結果について、いくつかの特徴に着目して、ガイドラインの整理を行った。

①策定が法、政令に基づくもの

ガイドラインの法律、政令との関係性について整理したものが

「法、政令（施行令、施行規則）に基づいていることが明記されているもの」¹⁴について、例を示したものが、図表 9 である。なお、法令に基づくガイドラインについて、命令としての性格を有するものについての詳細は、4(2)に示す。

図表 9 策定根拠別のガイドラインの整理

分類	文書名	備考
法、政令（施行令、施行規則）に基づいていることがガイドライン上に明記されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想策定ガイドライン（厚労省） ・ 特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（国交省） ・ 環境報告ガイドライン（環境省） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「医療介護総合確保推進法」（平成 26 年法律第 83 号）に基づく※厚生労働省医政局長より各都道府県知事あて通知あり（医政発 0331 第 53 号）。 ・ 「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年法律第 127 号） ・ 環境配慮促進法（平成 16 年法律第 77 号）に基づく。
（参考）法、政令を解説したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的表示保護制度表示ガイドライン（農水省） ・ 特定電子メールに送信等に関するガイドライン（総務省） ・ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（環境省） ・ 汚染土壌の運搬に関するガイドライン（環境省） ・ 汚染土壌の処理業に関するガイドライン（環境省） ・ 相殺関税に関する手続等についてのガイドライン（財務省） ・ 消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン（総額表示義務の特例）について（財務省） ・ 電子公告調査機関の登録又はその更新の審査に関するガイドライン（法務省） ・ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン（法務省） 	※ここにいう解説とは、法令の趣旨や条文の解釈・趣旨などについて解説するものである。

¹⁴ ここでは、ガイドラインにおいて、法令に基づくことが明記されているものを対象としており、明記されていないものの、実質的には法令に基づいている、というものについては含まれていない。

②国会附帯決議、閣議決定、指針、プラン等に基づいていることが明記されているもの

国会附帯決議、閣議決定、指針、プラン等に基づいていることが明記されているガイドラインの例について整理したものが図表 10 である。ここでは、国会附帯決議、閣議決定、審議会、指針、プラン等に基づいていることが明記されているものについて分類して整理した。

図表 10 国会附帯決議、閣議決定、指針、プラン等に基づいていることが明記されてガイドライン

分類	文書名	備考
国会附帯決議	<ul style="list-style-type: none"> 要素別点数法による職務評価の実施ガイドライン(厚労省) 	<ul style="list-style-type: none"> 参議院厚生労働委員会 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成 19 年 5 月 24 日)
閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン(総務省) 民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドライン(検討のまとめ)(文科省) 	<ul style="list-style-type: none"> 世界最先端 IT 国家創造宣言(平成 25 年 6 月閣議決定、平成 26 年 6 月改定) 教育振興基本計画(平成 25 年 6 月閣議決定)
会議、答申等	<ul style="list-style-type: none"> 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(農水省) 事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案)(環境省) 永住許可に関するガイドライン(法務省) 我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン(法務省) 	<ul style="list-style-type: none"> 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成 18 年 8 月 31 日総合科学技術会議決定) 地球温暖化対策推進大綱 規制改革の推進に関する第 3 次答申(平成 15 年 12 月 22 日)
府省内のプラン、検討会	<ul style="list-style-type: none"> 既存住宅インスペクション・ガイドライン(国交省) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(文科省) 	<ul style="list-style-type: none"> 中古住宅・リフォームトータルプラン(平成 24 年 3 月) 「研究費における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース 中間とりまとめ」(平成 25 年 9 月 26 日)

③ 策定形式

ガイドラインの策定形式については、いくつかのものがみられる。

通達の形をとるもの、通知の形をとるもの、告示の形をとるもの、報告書と一体のものなどに分類した結果を図表 11 に示す。これは策定形式による、適用対象に対する規範性という観点から、分類することを目的とした¹⁵。

図表 11 公表形式別のガイドラインの整理

策定形式	ガイドライン名	備考
通達の形をとるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ M&S ガイドライン(防衛省) ・ 業務改善に関するガイドライン(防衛省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛装備庁長官より長官官房各装備官等あて ・ 事務次官より大臣官房長、各局長、各地方防衛局長ほかあて
通知の形をとるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の円滑な実施のためのガイドライン(農水省) ・ 危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドライン(消防庁) ・ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(国交省) ・ メンブレンガスホルダーに係るガイドライン(経産省) ・ 児童館ガイドライン(厚労省) ・ 輸入加工食品の自主管理に関するガイドライン(厚労省) ・ 建設工事等に係る秘密保全対策ガイドライン(防衛省) ・ 自衛隊施設の津波対策ガイドライン(防衛省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7789 号農林水産省経営局長通知 ・ 室長より各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて ・ 課長より各省各庁公共法人等、政令指定都市都道府県建設業者団体主要民間発注者団体あて ・ 経済産業省原子力安全・保安院より各産業保安監督部及び社団法人日本ガス協会あて ・ 局長より都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あて ・ 部長より各検疫所長あて ・ 装備施設本部技術調査官より各地方防衛局総務部長・調達部長あて ・ 経理装備局長より防衛大学校長、各幕僚長、各地方防衛局長ほかあて
告示の形をとるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(総務省) ・ 環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(環境省) ・ 財務省所管分野における個人情報保護に関するガイド 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年 6 月 24 日総務省告示第 216 号 ・ 平成 27 年 4 月 1 日環境省告示第 59 号 ・ 財務省告示第 91 号 ・ 外務省告示第 151 号

¹⁵告示の形をとるものについては、処分の要件を定める告示を対象としている。

策定形式	ガイドライン名	備考
	ライン(財務省) ・ 外務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン (外務省) ・ 法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(法務省) ・ 債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン(法務省) ・ 法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(法務省)	・ 平成 27 年法務省告示第 178 号 ・ 平成 27 年法務省告示第 349 号 ・ 平成 27 年法務省告示第 178 号
報告書と一体のもの	・ 民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドライン(検討のまとめ)(文科省) ・ 環境に配慮した OA 機器の調達に関するガイドライン(環境省)	・ 「民間教育事業者における評価・情報公開等の在り方に関する検討会」の検討のまとめ ・ 「環境配慮契約法基本方針」の参考資料

④ガイドラインの対象者が行政機関であるケース

ガイドラインの適用対象は、行政機関外（民間企業等）であるものが中心であるものの、国の行政機関が行政機関、地方公共団体及びその職員を対象として策定したガイドラインも多く見受けられた（図表 13）。

図表 12 国の行政機関が公表し、行政機関を対象としているガイドライン

対象者	ガイドライン名	備考
行政機関を対象としている	<ul style="list-style-type: none"> ・ トータルダイエツトスタディに関するガイドライン(農水省) ・ 特別会計等財務書類の作成ガイドライン(財務省) ・ 無償資金協力審査ガイドライン(外務省) ・ 防衛省PBL導入ガイドライン(防衛省) ・ 府省庁対策基準策定のためのガイドライン(NISC) ・ 中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン(NISC) ・ 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン(内閣官房) ・ 地域医療構想策定ガイドライン(厚労省) ・ 建設業許可事務ガイドライン(国交省) ・ 自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン(案)(環境省) ・ 内部監査(会計監査)充実・強化のためのガイドライン(財務省) ・ 官民ファンドの運営に係るガイドライン(財務省) ・ 相殺関税に関する手続等についてのガイドライン(財務省) ・ 取締り活動ガイドライン(警察庁) ・ 警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドライン(警察庁) ・ 安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン(消防庁) ・ 消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン(消防庁) ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(個人情報保護委員会) ・ 国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)(消費者庁) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省消費・安全局の職員 ・ 特別会計を有する各省庁 ・ 外務省の無償資金協力審査関係者 ・ 各自衛隊をはじめ、関係機関 ・ 府省庁 ・ 中央省庁の情報システム担当者 ・ 政府機関 ・ 厚生労働省、都道府県 ・ 地方整備局 ・ 地方自治体職員 ・ 会計監査機構(各府省等) ・ 官民ファンドを設立する関係行政機関 ・ 相殺関税に関する制度を運用する行政機関等 ・ 各警察署 ・ 各都道府県公安委員会各都道府県警察 ・ 地方公共団体 ・ 火災発生建物への屋内進入を実施する可能性のある消防吏員 ・ 番号法の適用を受ける者のうち行政機関等及び地方公共団体等 ・ 各行政機関
民間も対象としている	<略>	—

⑤府省間で共通した目的のために複数のガイドラインが策定されるケース

ガイドラインは、基本的には各府省の施策の実施の円滑化のために制定されるものであることから、各府省個別の所管、目的設定が原則である。しかし、府省間で共通の目的に基づくガイドラインが制定されているケースが以下のとおり何点か見られた。

a) 個人情報保護に関するガイドライン

個人情報保護に関するガイドライン（図表 13）は、各府省で複数策定されている。これらはすべて個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づいて策定されている。また、一府省で複数のガイドラインを策定している場合もある。

図表 13 個人情報保護に関するガイドライン

策定した国の行政機関	ガイドライン名
農林水産省	農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン
経済産業省	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン
	消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン
	経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン
厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン
	福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン
	労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン
	雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン
国土交通省	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン
総務省	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン
	発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン
	郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
	信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
環境省	環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
文部科学省	文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
財務省	財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン
法務省	法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
金融庁	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
内閣官房	地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン
個人情報保護委員会	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
	（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

b) 公的研究費に関連するガイドライン

公的研究費については、内閣府の「競争的資金制度¹⁶」において共通指針が定められる一方、各府省において具体的な競争的資金制度が設けられている。そして当該資金の管理については、各府省でガイドラインが設けられている。

図表 9 は、農林水産省における「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」と文部科学省における「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を示しているが、いずれも「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成 18 年 8 月 31 日総合科学技術会議決定）を踏まえたガイドラインである。一方、経済産業省の「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン」は、同じく研究費に関するガイドラインではあるが、特別試験研究費税額控除制度に基づいて経済産業省が独自に策定したものである。

図表 14 研究費に関するガイドライン

策定した国の行政機関	ガイドライン名
農林水産省	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
文部科学省	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
経済産業省	特別試験研究費税額控除制度ガイドライン

c) 情報セキュリティに関するガイドライン

情報セキュリティに関する特定の利用分野を想定していないガイドラインは、経済産業省、総務省のほか、内閣サイバーセキュリティセンターにより策定されている。一方、厚生労働省が策定する「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」や、総務省が策定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」などの特定の利用分野を想定したものも策定されている。なおこれらの相互の関係については、図表 16 参照。

図表 15 情報セキュリティに関するガイドライン

策定した国の行政機関	ガイドライン名
経産省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ監査基準実施基準ガイドライン ・ 情報セキュリティ監査基準実施報告ガイドライン ・ 情報セキュリティ監査手続ガイドライン ・ クラウドセキュリティガイドライン ・ サイバーセキュリティ経営ガイドライン

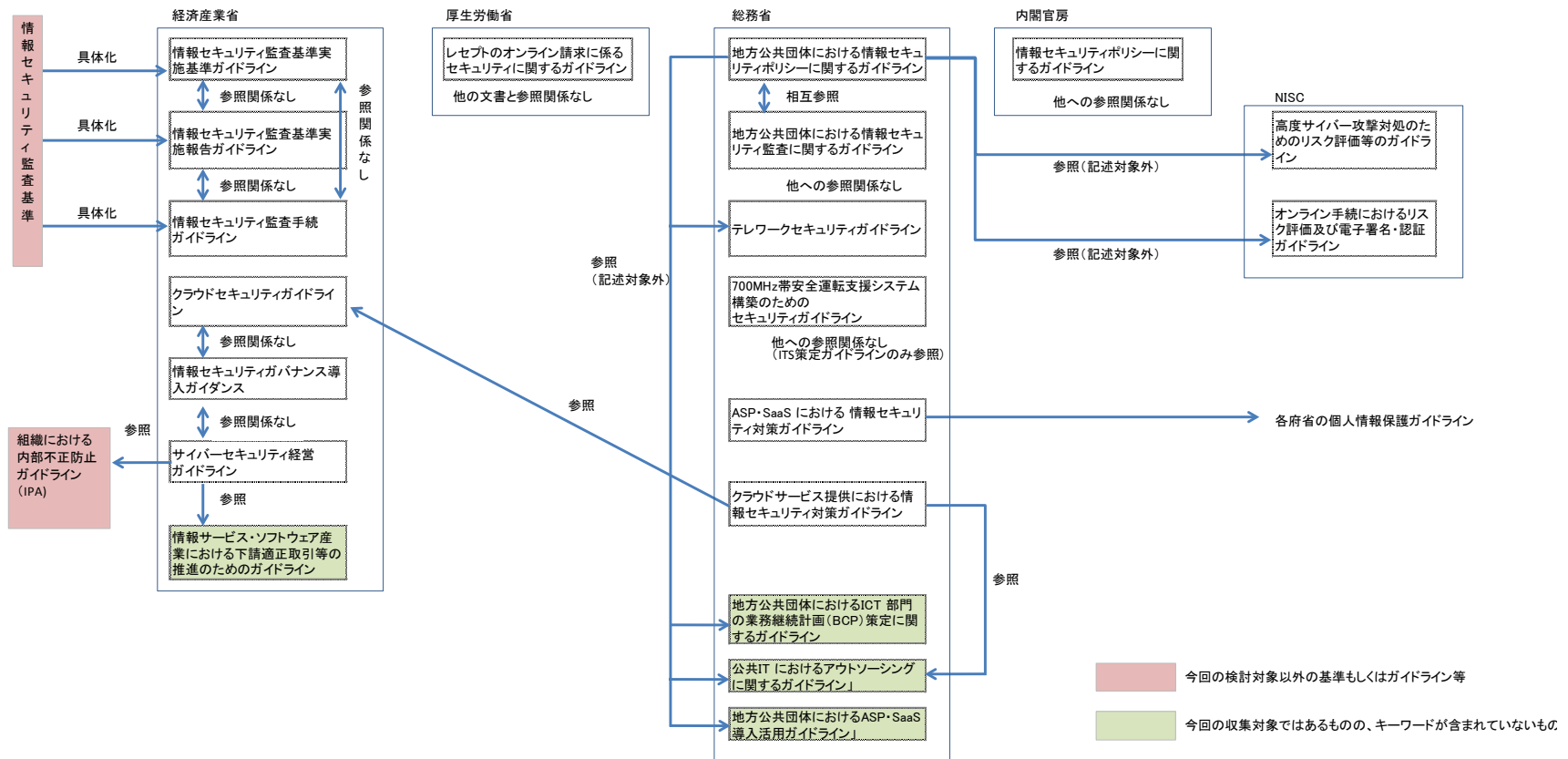
¹⁶ <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

策定した国の行政機関	ガイドライン名
厚労省	<ul style="list-style-type: none"> レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン
総務省	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン ASP・SaaS における 情報セキュリティ対策ガイドライン クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン テレワークセキュリティガイドライン 700MHz 帯安全運転支援システム構築のためのセキュリティガイドライン
内閣サイバーセキュリティセンター	<ul style="list-style-type: none"> 高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン

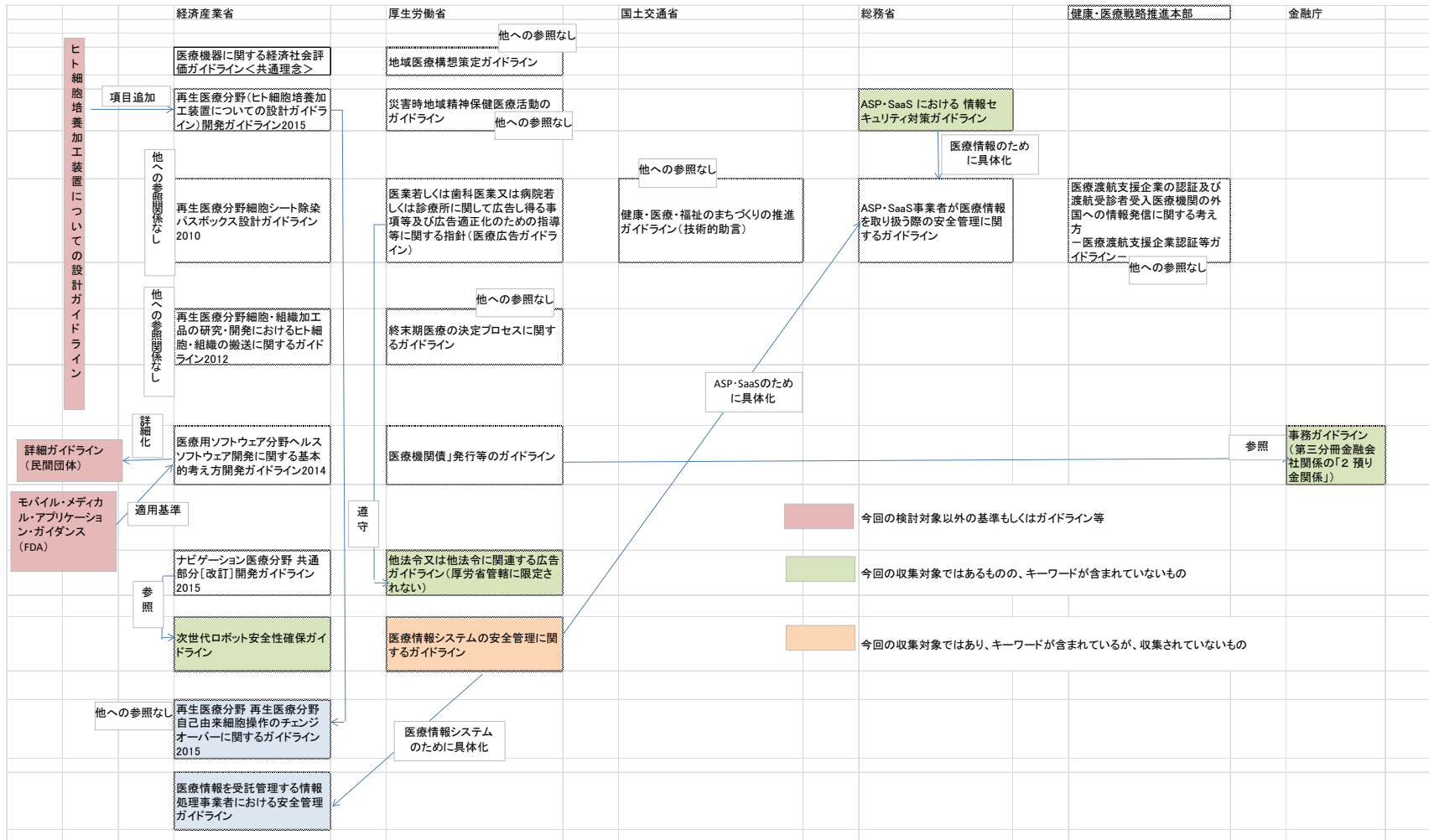
⑥ ガイドライン間で個別の参照関係を有するケース

ガイドライン間で相互に参照関係を有するものがある。こうした参照関係は、同一府省内で策定されたガイドラインの間のみで認められるもののほか、異なる府省が策定したガイドラインを参照しているケースも見られる。

本調査では、セキュリティに関するガイドライン、医療分野に関するガイドライン、災害分野に関するガイドラインについて、参照関係の有無をそれぞれ、図表 16、図表 17、図表 18) に整理した (一部本調査での収集対象外のものも含まれる)。



図表 16 セキュリティに関するガイドラインの参照関係



図表 17 医療に関するガイドラインの参照関係

4. ガイドラインの分析

(1) ガイドラインの分類の考え方

①ガイドラインの分類における分析軸

ガイドラインは、第3章で見たように、策定形式、根拠、内容等は多様であり、一義的に定義することは難しい。そのため、分類を行うに際しても、形式や根拠による分類に加え、一定の機能軸に基づき分類、分析することが望ましい。

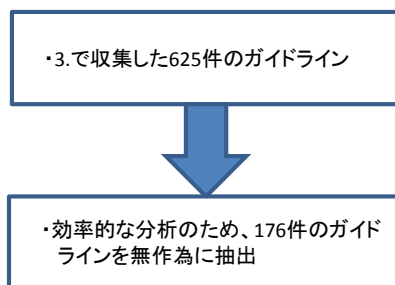
ガイドラインが有する機能としては、まずガイドラインの持つ「拘束性」が挙げられる（ここでは法的な拘束力を想定）。すなわち、ガイドラインが策定された場合に、対象者に対し遵守義務を負わせるかという点が挙げられる。

国の行政機関が策定する法規範としては、命令すなわち政令、（内閣）府令、省令、規則などがある。このような性格を有するものについては、法的な拘束力があるものとして捉えることができる。この観点から、本調査でも、命令としての性格に着目して分類し、分析することが有益であると考えられる。

なお、行政手続法においては、命令だけではなく、審査基準、処分基準、行政指導指針についても、命令と併せて「命令等」として、同様の取り扱いをすることとしている（行政手続法第2条第8号）。これは、審査基準、処分基準、行政指導指針については、法的性格を有しており、国民の権利義務に影響を与えるものであることから、行政手続法上、命令と同視しうる影響力があるとされるためである。そこで、本調査では、これらも含めて、命令等の性格を有するガイドラインとそれ以外のガイドラインに分けて、分析を進めることとする。

②分析対象について

3では、625件のガイドラインを収集・整理したが、効率的に分析を行う観点から、さらに無作為に抽出して、その中から一定の分類を行って分析することとした。ここでは、176件のガイドラインを抽出し、分析を行った（抽出した176件のガイドラインについては巻末に掲載）。



図表 19 収集したガイドラインと分析対象としたガイドラインの関係

(2) 行政手続法でいう「命令等」の性格を有するガイドラインの分析

①「命令等」の性格を有するガイドラインの位置付け

行政手続法は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る¹⁷法律である。同法第2条において以下の通り命令等を定義し、これを定める場合の原則等について規定している。

第2条

第1項 1～7 (抄)

8 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第2項において単に「命令」という。）又は規則

ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ニ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

例えば行政指導指針の公表状況¹⁸においても、ガイドラインの名称が付されたものがみられる。但し一般に、ガイドラインにガイドラインの位置付け（法律に基づく命令又は規則、審査基準、処分基準、行政指導指針、またはそれ以外）が書かれていることはほとんどないため、個別のガイドラインが「命令等」に該当するか、（該当する場合は）いずれに該当するかを客観的に判断することは難しい。しかし、上記の調査（公表状況）より、少なくとも一部のガイドラインが「命令等」と同等の扱いを受けることがあることが判る。

②「命令等」の性格を有するガイドラインの整理方法

本調査では、ガイドラインが「命令等」の性格を有するか判断するために、行政手続法上の意見公募手続の有無を確認する。

行政手続法第39条第1項において、命令等制定機関が命令等を定めようとする場合には、意見公募手続を取らなければいけないこととされている。ガイドラインにおいても、

¹⁷ 行政手続法第1条

¹⁸ 「行政手続法の施行状況に関する調査結果—国の行政機関—」 pp.9-10

「命令等」に該当する場合には行政手続法に則った対応をすることが求められるものと考えられる。

当該ガイドラインについての行政手続法に基づく意見公募手続の有無は、e-Gov に登録された情報により判断することができる。これは、行政手続法第 45 条第 1 項において、「同法に基づく意見公募手続に付する命令等の案の公示は行政手続法において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うもの」とされていること、また、総務省の通達¹⁹により前述の公示は、「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」上で行われることとされていることを踏まえている。

本調査においては、行政手続法に基づく意見公募手続の対象となっているガイドラインを、命令等の性格を有するガイドラインとして、一定の拘束力を有するものと位置付けて分析する（すなわち、e-Gov 等で意見公募がなされていても、行政手続法上の根拠が明記されていない（空欄となっている）ガイドラインは「命令等の性格を有しない」ものとみなして分類する）

③「命令等」の性格を有するガイドラインの整理結果

a) 「命令等」の性格の有無

3. (1) のとおり分析の対象としたガイドライン 176 件のうち、(e-Gov 上の登録情報に基づき)「命令等」の性格を持つと思われるガイドラインは 26 件であった(図表 20)。

ただし、上述のとおり、26 件のガイドラインが法律に基づく命令又は規則、審査基準、処分基準、行政指導指針のいずれに該当するかまでは明示されていない。

¹⁹ 「行政手続法第 6 章に定める意見公募手続等の運用について」(総務省行政管理局長通達 (総管第 139 号 平成 18 年 3 月 20 日))

図表 20 「命令等」の性格を有するガイドラインの整理

所管	ガイドラインの名称	根拠法令	形式
金融庁	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン	「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)	告示
	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)	通知
	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(連結財務諸表規則ガイドライン)	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)	通知
	金融監督等に当たっての留意事項について—事務ガイドライン—第三分冊：金融会社関係	資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)	通知
	企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)	—
	特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について(特定有価証券開示ガイドライン)	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)	—
	開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)	—
	外国会社届出書等による開示に関する留意事項について(英文開示ガイドライン)	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)	—
	金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)	金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第1条の3の2第2号	—
	金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について(金融機能強化法ガイドライン)	金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令(平成16年政令第240号)	—
消費者庁	適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン	消費者契約法(平成12年法律第61号)	—
個人情報保護委員会	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)	—
	(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)	—
	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)	—
総務省	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第6条及び第8条	告示

所管	ガイドラインの名称	根拠法令	形式
法務省	法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 6 条及び第 8 条	告示
	債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 6 条及び第 8 条	告示
	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	—
外務省	外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 8 条	告示
財務省	財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 8 条	告示
文部科学省	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	—	—
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）	—	—
農林水産省	特別栽培農産物に係る表示ガイドライン	—	通知
経済産業省	メンブレンガスホルダーに係るガイドライン（内規）	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 28 条	通知
国土交通省	建設業許可事務ガイドライン	建設業法	通達
原子力規制委員会	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 24 条に規定する帳簿の記載等に関するガイドライン	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 24 条第 1 項	通知

b) 策定根拠の明記の有無

「命令等」の性格を有するガイドラインを策定根拠によって整理すると、

- 法令に基づくことがガイドライン上に明記されているもの 23 件
- 明記がないものが 3 件

であり、「命令等」の性格を有するガイドラインのうち約 9 割が、法令に基づくものであることを明記していた。

行政手続法によると、命令等の性格を有するガイドラインはすべて根拠となる法令条項が明示されている必要がある。具体的には、行政手続法第 39 条第 2 項では、命令等を定めようとする場合、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない」とされている。これに対し、本調査において根拠の明記がないものと判断したガイドラインは、e-Gov において、「根拠法令項」の項目に記載がなく、ガイドラインの本文において直接的な明示のなかったものである²⁰

c) 策定根拠の明記のないガイドライン

根拠の明記がないガイドラインの 2 つの事例を紹介する。「命令等」の性格を有するガイドラインは、そのほとんどが法令に基づくものであることを本文に明記している。他方、以下のいずれも、法令上の根拠が明記されていないガイドラインであるが、行政手続法上の意見公募手続を経ているため、「命令等」の性格を持つ場合がある。

(ア) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」および、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」および、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」は、研究活動の不正行為への対応として、文部科学省において独自に作成されたものである。

不正行為については、ガイドライン策定以前に「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて－研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書－」（平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）を踏まえて対応していたところであったが、不正行為の事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となっていることを踏まえ、新たに策定されたものである。

当該ガイドラインの特徴として以下の 2 点が挙げられる。

- ・文部科学大臣により大臣決定された
- ・本文に、文部科学省による履行状況の調査及び不備・不正があった場合の措置につ

²⁰ ただし、ガイドライン本文における直接的明示がないことはガイドラインの根拠法令がないことと同義ではないことに注意すべきである。

いての記載がある

(イ) 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」は、農林水産省において、農作物にかかる「減農薬」等の表示について適正化を図るため策定されたガイドラインである。

しかし、ガイドラインには強制力がなかった²¹ため不適切な表示や生産基準の不統一が引き続き生じたことや、新たに国際的な基準が設けられたこと等を受け、JAS法の平成11年改正に伴い、国際的ガイドラインに準拠した日本農林規格が新たに制定され、認定事業者により格付の表示（有機JASマーク）が付されたものでなければ、「有機」、「オーガニック」又はこれと紛らわしい表示をすることが禁止された。

本ガイドラインは当初、現在の有機JAS規格と同等の取扱いを受けることを目的として制定されたものとなる。

上記のとおり、直接法令に基づいておらず国の行政機関の独自の政策の一環で策定されたガイドラインであっても、ガイドラインが遵守されなかった場合に行政機関によって措置がとられることが明確であるものや、取られうる措置が明確でなくても対象者に対し一定の拘束力をもつことが想定されるものは、「命令等」の性格を有するものとして位置付けられている場合がある。

d) 形式による分析

「命令等」の性格を有するガイドラインを策定の形式によって整理すると、告示の形式をとるものは6件、通達の形式をとるものは1件、通知の形式をとるものは6件、特に形式をとらないものが13件であり、およそ半数が特に通知・通達等の形式をとらずに策定されている²²。

以下、告示（国家行政組織法第14条第1項に基づく²³）、通達（同第2項に基づく）、通知（特定人又は不特定多数の人に対して特定の事項を知らせる行為²⁴）の形式をとるガイドラインの事例を見ていく。

今回の調査結果によると、

- 「命令等」の性格を有するガイドラインであっても、必ずしも告示、通達、通知等の策定形式に基づくとは限らない。
- 告示の形式をとるものは、広く不特定多数に知らせる必要があるもので、特に重要と思われる内容について示したもの

²¹ http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/270101_yuki_kensa_seido.pdf

²² ガイドラインにおける記載のほか、ガイドラインについての報道発表およびガイドラインの公表されているwebページ、およびe-Gov-における「所管の法令・告示・通達等」（<http://www.e-gov.go.jp/link/ordinance.html>）にあるリンク先の記載を確認した。

²³ 命令等の性格を有するものであり告示の形式をとるものは、特に行政手続法第2条第8項における「命令等」に含まれる「処分の要件を定める告示」である可能性が高い。

²⁴ https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-619.php

- 通達・通知は、その拘束性の大小によって区別されているとは言い切れない。例えば通知であっても地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言²⁵として、対応の必要性が高いものとして発せられるものもある。

(ア) 告示

告示形式をとるガイドラインは、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等全て個人情報保護に関するガイドラインであった。ここで示す告示については、処分の要件を定める告示である。このような告示形式をとる場合、政令・法令等と同様に取り扱うべき必要性が高いとされる²⁶。

これらのガイドラインの特徴として以下の 2 点が挙げられる。

- ・個人情報保護法第 6 条または第 8 条に基づいている。
- ・ガイドラインの文言を順守しなかった場合、法違反になる場合がある旨も記されている。

上記のガイドラインは、個人情報保護法第 6 条または第 8 条に基づいていることから、ガイドラインが、法令では含みきれない詳細な内容について講じられた措置の一つであることがわかる。具体的には、個人情報保護法における民間個人情報取扱事業者を対象とした義務や罰則等の規定（第 4～7 章にあたる）について、事業分野ごとに読み換えたものが、主務大臣（または、主務大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体）により事業分野ごとの個人情報保護ガイドラインとして策定されているものである。

調査対象としたガイドラインのうち、ガイドラインの文言に違反することが法違反と判断されることが明記されているのは、これらの個人情報の保護に関するガイドラインのみであった。その重要性から鑑みて、告示の形式で公開されていると推察される²⁷。

(イ) 通達

通達の形式をとるガイドラインは、「建設業許可事務ガイドライン」のみであった。ガイドラインが、事務を司る者（中央省庁）から実質的に事務を行う者（地方部局）に向けて法解釈を示すことにより、事務の統一性や透明性を確保する目的のものであると推察できる。

- 「建設業許可事務ガイドライン」

「建設業許可事務ガイドライン」は国土交通省において、国土交通大臣に係る建設

²⁵ なお技術的助言については、「総務省における今後の通知・通達の取扱い」（総務省 大臣官房 平成 23 年 7 月 12 日）（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo02_01000005.html）参照。

²⁶ 「逐条行政手続法 平成 27 年改訂版」（一般財団法人行政管理研究センター）P48

²⁷ 民間事業者を対象とした事業分野ごとのガイドラインは、すべて告示あるいは通達の形式で公表されている。

業許可事務等について事務処理に当たって遺漏のないようにすることを目的にまとめられたガイドラインである。

当該ガイドラインの特徴は以下のとおりである。

- ・総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あてに発せられた通達の形式をとる。
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の条文に沿って、文言の意味するところを具体的に示す。

国土交通大臣に係る建設業許可事務は、建設業法第 3 条に基づいている。建設工事の完成を請け負うことを営業したい場合に、建設業の許可を受けなければならないものである。なかでも 2 以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には、国土交通大臣による許可を受ける必要がある。また、現在、この国土交通大臣に係る建設業許可にかかる申請は、許可行政庁として、地方整備局を通して行うこととなっている²⁸。

(ウ) 通知

調査の対象としたガイドラインのうち、通知の形式をとるガイドラインは 6 件であった。直接の上下関係を持つ機関でない国の行政機関（以下の事例だと財務省と金融庁の関係）に対しての連絡時に適用される。

- 「金融監督等にあたっての留意事項について－事務ガイドライン－第三分冊：金融会社関係」（以下、「事務ガイドライン」）

「事務ガイドライン」は、平成 10 年に金融監督庁が発足することをきっかけに、行政の統一的な運営を図るための行政部内の職員向けの手引書として策定されたものである。

ただし、後に、監督事務の基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、より発展的・体系的にとりまとめられた監督指針が策定されたことに伴い、第 1 分冊および第 2 分冊は廃止されることとなった²⁹。

当該ガイドラインの特徴は以下のとおりである。

- ・金融庁から各財務（支）局及び沖縄総合事務局あてに発せられた通知の形式をとる。

「事務ガイドライン」は、「建設業許可事務ガイドライン」のように、行政機関内部において事務の統一性を図るために、中央省庁から発せられたものである。ただし、通知の名宛人は財務省の下級機関である各財務局（各財務（支）局及び沖縄総合事務局）となっている。

これは、地方における民間金融機関等の検査・監督等の事務については、金融庁長官から委任を受けてその指揮監督の下に財務省の地方支分部局である財務局において

²⁸ http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000086.html

²⁹ <http://www.fsa.go.jp/access/18/200604g.html>

行うこととされている³⁰ことに基づいている。

- 『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）」（以下、「財務諸表等規則ガイドライン」）及び『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）」（以下、「連結財務諸表規則ガイドライン」）

「財務諸表等規則ガイドライン」及び「連結財務諸表規則ガイドライン」は、金融庁によって、財務諸表及び連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関して、「制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等」³¹を示したものである。

当該ガイドラインの特徴は以下のとおりである。

- ・「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）における「規制³²にかかわる通知・通達等のうち『外部効果』を有するもの」として分類されている。

ここでは、通知・通達の名宛人が確認できないため、少なくとも通知の形式をとるものとして分類している。ただし、通知の宛先は確認できない。

なお、『外部効果』を有する」とは、国の行政機関が法令の解釈や運用の基準などを示すことによって、「法規命令」（政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示）以外のかたちで（実質的に）私人の権利義務に関わる事項について定めていると（内閣によって）判断されたものを指している。

一方で、内閣府規制改革会議によれば、外部効果を有しない通知・通達等については、各府省庁が私人に対し『外部効果』を生じさせるような運用をするべきでないとしてされており、国民がその内容に従うか否かは任意であるという³³。つまり、「外部効果を有する」当該ガイドラインについては、国の行政機関が国民にその内容に従うことを求めることができると考えているということである。

- 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の概要については、上述のとおりである。総合食料局長、生産局長、消費・安全局長から通知が発せられているが、宛先は確認できない。

³⁰ https://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/zaimuc.htm

³¹ 「財務諸表等規則ガイドライン」 p.1

³² 本件における「規制」とは、第2次臨時行政改革推進審議会「公的規制の緩和等に関する答申」（昭和63年12月1日）において示されている定義にしたがう。すなわち本件における「規制」とは、一般に国や地方公共団体が企業・国民活動に対して特定の政策目的のために関与・介入するものを指す。それは、許認可等の手段による規制を典型とし、その他にも、許認可に付随してあるいはそれと別個に行われる規制的な行政指導や価格支持等の制度的関与などがあると考えられている。（<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/lawnotice/>）

³³ <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/lawnotice/>

- 「メンブレンガスホルダーに係るガイドライン（内規）」³⁴

「メンブレンガスホルダーに係るガイドライン³⁵」は、各産業保安監督部（北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所を含む。）及び社団法人日本ガス協会あて通知が発せられていることが確認できる³⁶。社団法人日本ガス協会は、現一般社団法人日本ガス協会であり、経済産業省より技術基準適合性評価委員会の委託を受けている団体である。したがって通知は、事務を監督する機関としての国の行政機関から、直接の上下関係はないが実際の事務を執り行う機関に向けて発せられたものである。

- 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第24条に規定する帳簿の記載等に関するガイドライン（記帳ガイドライン）」（以下、「記帳ガイドライン」³⁷）

当該ガイドラインは文部科学省（科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室）によって策定され、原子力規制委員会（放射線対策・保障措置課放射線規制室）より放射性同位元素や放射線発生装置の許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者、許可廃棄業者あてに通知が発せられている。

放射線障害防止法第3条において、放射性同位元素や放射線発生装置を使用したい者は、原子力規制委員会の許可を得なければならないほか、第25条により、放射性同位元素の使用等について記帳の義務が課せられている。ガイドラインが多少から策定されたものであるが、名宛人の監督を行う機関がガイドラインを参照するよう求めたい場合に、通知によって伝達されているととらえられる。

³⁴ ガス事業法第28条の適用を受けるメンブレンガスホルダーについて、安全の確保を図ることを目的とし、材料、設計等について「規定」しているもの。平成19年制定。

³⁵ 平成19年制定のガイドラインの名称には「(内規)」の表示が確認できない。

³⁶ http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2007/files/190330-1.pdf

³⁷ 文部科学省が「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」第24条に定められている帳簿の記載等に関する法令解釈及び記帳方法について、具体的な解説を行ったもの。ガイドラインを遵守しないことが直接に法令違反となるわけではないが、適用対象の作為が法令及び許可又は届出の内容を遵守しているものかどうかを確認および証明するものとして、ガイドラインに沿った記帳を求める。なおガイドライン本文においては、直ちにガイドラインに沿った管理を始めることが難しい場合は、少しずつガイドラインに沿った管理が行われるよう努めるよう求めるに留められている。また、通知において、「本ガイドラインに沿って行っていただくようご協力をよろしくお願いいたします」とあり、こちらもあくまでも協力を求めるものとなっている。

(3) 「命令等」の性格を有しないガイドライン

① 「命令等」の性格を有しないガイドラインの位置付け

「命令等」の性格を有しないガイドラインとは、(e-Gov 等で意見公募がなされていても) 行政手続法上の根拠が明記されていない(空欄となっている)もので、明文上は行政手続法上の対応が必須ではない点³⁸が挙げられる³⁹。そのため、国民との関係では、法的性格⁴⁰はないと考えられる。

但し、「命令等」の性格を有しないガイドラインの中にも、後述の図表 21 に示すように通達に基づくものなども含まれていることから、(対国民ではなくても)国の行政機関、地方公共団体等に対しては法的性格を持ちうる。従って「命令等」のうち、通達としての性格も有しないものが、法的性格がない考えることができる。

ここでは、「命令等」の性格を有しないガイドラインのうち、通達としての形式を有しないものと、それ以外⁴¹に分けて整理を行う。

② 通達形式

「命令等」としての性格を有しないガイドライン(計 150 件)のうち、通達としての形式を有するものは 6 件あった。いずれも防衛省と警察庁から策定されているもので、法令を根拠とするものは 2 件、法令以外を根拠とするものが 3 件⁴²、根拠が明記されないものが 1 件であった。

いずれのガイドラインの内容も、行政組織内部を対象とし、国民の権利利益とは直接的に影響がない内容のものであった。

図表 21 通達としての性格を有するガイドライン

根拠	ガイドライン名	策定した国の行政機関	具体的な根拠	概要
法令	警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドライン	警察庁	警察法	・改正法の施行に際して差し当たり配慮すべき事項を取りまとめた参考資料

³⁸ 具体的には、制定時の意見公募手続(第 39 条)のほか、審査基準の策定に際しての公表義務(第 5 条第 3 項)、標準処理期間を設定した際の公表(第 6 条)、複数の者に行政指導を行う際の行政指導指針の策定・公表(36 条)などが挙げられる。

³⁹ 命令等に行政手続法上の義務が課せられる根拠としては、命令等においては、国民の権利利益の実現に重要な意味を持つものからとされる。「逐条行政手続法 平成 27 年改訂版」(一般財団法人行政管理研究センター) P50

⁴⁰ ここにいう拘束力は、法規制、裁判規範性を指すものではなく、脚注 39 で示す内容の意味である。

⁴¹ 本調査で分析対象としたガイドラインのうち、条約に基づくガイドライン(「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」、新「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン))が含まれている。これは、国と国を拘束するものであることから、命令等にも通達にも該当するものではないが、本調査の趣旨から鑑みて、対象外とする。

⁴² 根拠とされたものとしては、閣議決定、内閣官房長官決裁による府省改革会議、訓令などであった。

根拠	ガイドライン名	策定した国の行政機関	具体的な根拠	概要
	取締り活動ガイドライン	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・道交法 ・「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」(平成17年3月22日付け、警察庁丙交指発第14号等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車監視員活動ガイドライン策定を求めるためのガイドライン ・駐車監視員活動ガイドライン策定における手順、策定後の対応等の留意点の提示
法令以外	装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン	防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)第29条第1項 ・特定秘密の保護に関する訓令(平成26年防衛省訓令第64号)第37条第1項 ・特別防衛秘密の保護に関する訓令(平成19年防衛省訓令第38号)第27条第1項 	根拠とされる訓令に示される特約、特約条項を補足する共通の事項を規定する
	M&Sガイドライン	防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)(平成16年12月10日安全保障会議決定及び閣議決定) 	今後の防衛装備庁におけるM&S(モデリング及びシミュレーション)に係る様々な定義、整備指針、及び具体的方策について示す
	業務改善に関するガイドライン	防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省改革会議(内閣官房長官決裁) 	防衛省・自衛隊全体としての任務遂行や規則遵守、規律維持の向上について具体的な業務計画の策定、当該計画に基づく指導・評価、達成度を検証、改善に向けた措置を講ずるための仕組み等を示す。
明記なし	少年警察ボランティア活動の活性化に向けたガイドライン	警察庁	なし	少年警察ボランティア活動の活性化プラン策定の参考のための方策案・事例の紹介

③ 通達以外の形式のガイドライン

「命令等」としての性格、通達としての性格のいずれも有しないガイドラインは、対象者に対して、遵守を求めるという機能を有しおらず、法的性格は有しないと考えられる。以下では、法的性格はないものの、ガイドラインが果たす機能という観点で分析を試みる。

a) ガイドラインが果たす機能

ガイドラインについては、法的性格がないものであっても、ガイドラインに示す内容を、ガイドラインの読者が一定の目的で参照することを想定して策定されるものがある。

このようなガイドラインの読者におけるガイドラインの利用目的については、記述内容(特に目的等)などに示されている。この想定される読者における利用目的については、ガイドライン策定者から見ると、当該ガイドラインにおいて果たすことが期

待される機能として捉えることができる。

ガイドラインにおいて期待される機能については、必ずしも明確な類型として示されているわけではないが、本調査で分析対象としたガイドラインにおける記述から、図表 22 に示す機能などに分類できるものと考えられる。

図表 22 ガイドラインの機能の整理結果

ガイドラインにおいて類型化できると考えられる機能	具体的な内容
考え方・方針の提示	ガイドラインにおいて対象となる実施内容・政策についての考え方(理念・目的)や、方針などの提示を行う
目標の提示	ガイドラインにおいて参考となる目標の提示
手続内容の提示	ガイドラインにおいて事務手続、記載方法など形式的な手続きを提示する
実施方法の提示等(目標設定方法、取組方法・工程の提示含む)	ガイドラインにおいて対象となる実施内容について、具体的に実施するのに参考になる方法やノウハウ、実施例などを提示する
検証・評価方法の提示	ガイドラインにおいて実施した内容の評価や検証について手順や実施方法を提示する
事例の提示	ガイドラインにおいて参考となる事例の提示する

b) 機能別に見たガイドラインの状況

a) で抽出した機能について、本項で分析対象とするガイドラインにおいて、該当する機能を有するかどうか確認の上、整理を行った。

該当する機能を有するガイドラインの数を図表 23 に示すとおりで、考え方・指針や実施方法の提示等(取組方法・工程の提示含む)の機能を有するものが多くなっている。以下、各機能別に該当するガイドラインの状況について示す。なお各ガイドラインにおいて、該当する各機能について整理したものを付属資料「命令等」の性格を有しないガイドラインが有する機能一覧」に示す。

図表 23 本調査で機能別で整理したガイドラインの数

機能	考え方・方針の提示	目標の提示	手続内容の提示	検証・評価方法の提示	実施方法の提示等(取組方法・工程の提示含む)	事例の提示
機能を有すると考えられるガイドライン数(件)	117	4	14	11	117	21

※総数は142件(分析対象全数から、「命令等」としての性格を有するもの(26件)、通達としての性格を有するもの(6件)、条約により国を拘束するもの(2件)を除いた数)

(ア) 考え方・方針の提示の機能を有するガイドライン

実施される施策や事業内容についての考え方、方針、理念、目的、指針、位置付けなどが記されたものである。

本機能を有するガイドラインは、上述のとおり本分析においても多くみられる。具体的な例の代表例を以下に示す。

【実施内容の目的・理念等が提示されているもの】

ガイドライン名	国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)
内容	本ガイドラインは、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の施行に伴い、 <u>国の行政機関において、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するため、各行政機関が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国の行政機関の法令遵守(コンプライアンス)を推進することを目的とする。</u>
コメント	※ 本ガイドラインによって実施される通報処理により実現される目的や法益等が示される。

【実施内容の位置付けなどが提示されているもの】

ガイドライン名	機能性表示食品の届出等に関するガイドライン
内容	<p>機能性表示食品は、安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、食品関連事業者(食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第3項第1号)の責任において特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行うものとして、消費者庁長官に届け出られたものである。<u>ただし、機能性表示食品は、科学的根拠等について消費者庁長官による個別審査を経ないという点で、特定保健用食品とは異なる。機能性表示食品制度(以下「本制度」という。)については、食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に規定されているところであるが、本制度を消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとするためには、安全性の確保及び機能性表示を行う上での必要な科学的根拠、適正な表示による消費者への情報提供等が適切に担保されることが重要となる。</u></p> <p>こうした観点を踏まえ、本ガイドラインは、食品関連事業者が機能性表示食品の届出を行う際の指針として、本制度の適正な運用を図ることを目的として策定するものである。</p> <p>なお、本制度は、食品関連事業者の責任において科学的根拠を基に機能性を表示するという、従前の機能性表示制度とは全く異なる考え方に基づく制度であることから、本制度の施行の状況を勘案し、本ガイドラインの内容について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
コメント	※ 本ガイドラインでは、食品表示基準に示される表示以外に、本来は消費者庁長官による個別審査を要しない科学的根拠等について、消費者保護の観点から表示するための指針であることを示す。

(イ) 目標の提示

施策、事業等が参考すべき目標の提示を示すものである。具体的には、政策やガイドラインに記述される実施内容を具体的に進めるにあたり目標とすべき数値や、参考としうる目標値などを参考地として示すものである。

本機能を有するガイドラインは、上述のとおり本分析においては 4 件見られた。具体的な内容は、図表 24 に示す。

図表 24 目標の提示の機能を果たすガイドラインにおける目標・指標の記述例

ガイドライン名	記述内容	コメント								
指定野菜の需給ガイドライン (農林水産省)	<p>この指標は、生産出荷団体等が平成 27 年度冬春野菜等に係る供給計画を作成する際の目安となる項目を、下表の種別等ごとに示すものである。</p> <p>例:需要量</p> <table border="1" data-bbox="544 891 1007 1021"> <thead> <tr> <th>種別等</th> <th>需要量(トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春キャベツ</td> <td>270,900</td> </tr> <tr> <td>冬キャベツ</td> <td>423,700</td> </tr> <tr> <td>以下 抄</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別等	需要量(トン)	春キャベツ	270,900	冬キャベツ	423,700	以下 抄		<p>野菜の生産出荷団体において供給計画を策定する際に目安となる数値を示す(四半期更新)</p>
種別等	需要量(トン)									
春キャベツ	270,900									
冬キャベツ	423,700									
以下 抄										
消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン(消防庁)	<p>第 1 目的 このガイドラインは、火災発生建物への屋内進入を実施する消防隊員がより安全に消火活動を行うための消防隊員用個人防火装備(以下「個人防火装備」という。)に求められる機能について、一定の性能等を示すことを目的とする。</p> <p>性能記載例: 1 防火服の現状の性能等 (1) 防火服の構造 ア 抄 イ 表地は、耐炎性、耐熱性、機械的強度等が要求され、主にアラミド繊維、PBO 繊維(ポリパラフェニレンベンゾビスオキサゾール)等が使われている。アラミド繊維は、メタ系アラミドとパラ系アラミドに分類され、メタ系アラミドは耐炎性及び耐熱性に優れ、パラ系アラミドは強度及び弾性に優れる。各繊維には長所短所があり、混紡して使われることが多い。</p>	<p>消防隊員用個人防火装備において一般的に求められる性能、材質等の内容が示される。</p>								
救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン(消防庁)	<p>第一 消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準 次の 1. ～3. のいずれかに該当する場合には、消防・防災ヘリコプターの保有機関は、その保有する消防・防災ヘリコプターを出動させ、救急業務にあたらせることとする。</p> <p>1. 事故等の目撃者等から一(1)から(10)のいずれかの症例等の 119 番通報があり、受信した指令課(室)員が、ニに掲げる地理的条件に該当すると判断した場合 一 症例等 (1)自動車事故 イ～ロ 抄 ニ 車が概ね 50cm 以上つぶれた事故</p>	<p>救急ヘリコプターの適切な出動基準として数値基準があるものについては数値により示される。</p>								
光警報装置の設置に係るガイドライン(消防庁)	<p>自動火災報知設備については、防対象物の利用者発生を伝えるため手段とし音による警報は規定されているが、音以外による警報は統一的な基準がない。 本ガイドラインは、音以外による警報の一つである光により火</p>	<p>自動火災警報設備のうち、光によ</p>								

ガイドライン名	記述内容	コメント
	<p>災の発生を伝える警報装置(以下「光警報装置」という。)について、その設置が望ましい防火対象物及び設置場所並びに光警報装置の構造・機能に関する基準をとりまとめたものであり、光警報装置を設置する際の指標として取り扱われることを目的としたものである。</p> <p>また、本ガイドラインを活用することにより、光警報装置の設置を促進し、機器の性能向上や施工方法の改良が行われる等、新たな知見が得られた場合には、その都度必要に応じ見直しを行うこととする。</p> <p>指標例: 3 光警報装置の機能は、2 によるほか、次に定めるところによる。 (1)最大光度は、500cd以下であること。</p>	<p>る警報装置の性能について、定性的なものほか、数値規準がある者については数値により示される。</p>

(ウ) 手続内容の提示

事務手続、記載方法など形式的な手続きを提示するものである。事務手続の粒度はガイドラインにより異なり、また、対象は国の行政機関内とするものが多くみられる。

本機能を有するガイドラインは、上述のとおり本分析において 20 件見られた。具体的な内容は、図表 25 に示す。

図表 25 手続内容の提示の機能を果たすガイドラインに記載される手続等の概要

ガイドライン名	対象者	概要
無償資金協力審査ガイドライン(外務省)	外務省、JICA 職員ほか	無償資金協力審査における事務の流れについて示す(フロー、要請書ひな形含む)。具体的には以下の内容を示す。 1. 要請案件の審査((1)要望調査、(2) 要請案件の審査) 2. 事前の調査((1) 予備調査、(2) 基本設計調査) 3. 案件実施の審査 4. 事前評価結果の公表 5. 無償資金協力実施中((1) 実施促進業務、(2) 認証業務) 6. 事後監理((1) 瑕疵検査、(2) 実施後の状況調査、(3) 事後評価、(4)廃棄処分)
特別会計等財務書類の作成ガイドライン(財務省)	各府省会計 担当者	作成要領を示すほか、公会計貸借対照表、公的サービス・コスト負担計算書、公会計資金収支計算書、その他の作成書類等、公会計連結財務諸表についての意義、表示方法、作成方法等について示す。
法令外国語訳の外部委託に関するガイドライン	府省担当者	法令外国語訳を外部委託する際の入札に必要な要件や対象、工程管理などの要求事項を示す。 具体例 2 入札により外部委託する場合 (1) 訳語等については、政府の翻訳ルールに準拠したものとす。 ※ 単なる参考ではなく、準拠することを求める。 (2) 担当部局による校閲やHPに掲載するための整形等の便宜を考慮して、加工可能なファイル形式を指定した上、適宜の媒体で電子データの提出を求めるものとする。 ※ 用紙サイズ、フォント、文字サイズ等については、適宜指定する。 (3) 翻訳対象法令等の性質、内容、量、担当部局の体制等も勘案し、翻訳者及び(又は)校閲者について、所定の要件を求める。 ※ 要件としては、例えば、日本法に精通していること、対象法令の関係する分野において一定の翻訳実績を有すること、翻訳先言語を母国語とすること、日本及び(又は)翻訳先言語圏において法曹資格又

ガイドライン名	対象者	概要
		は法学修士を有することなどが考えられる。 ※ 翻訳者・校閲者について一定の要件を求める場合には、その審査のため履歴書、職務経歴書、過去の翻訳等、適切な資料の提出を求めることとする。 以下 抄
2014 年日露武道交流年記念事業認定ガイドライン(外務省)	記念事業認定希望者	事業認定のための申請方法(必要書類、期限、送付先等)及び必要書類のひな型などを示す。
「在外公館施設の利用ガイドライン」(地方の魅力発信プロジェクト)(外務省)	地方自治体	在外公館施設の利用を希望する場合の事務手続の流れ及び必要書類のひな型などを示す。
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン	地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行うとする事業者	地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行うとする事業者が作成する実施に関する計画の認定制度の円滑かつ確実な運用を行うため、都道府県知事が当該計画の認定を行う上で考慮すべき事項とその手続等を定めるものである。 ガイドラインに含まれる項目(手続に係る部分)を以下に示す。 ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成 ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定事務等 ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定手続 ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る変更の認定手続
農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン	研究資金を活用した研究活動を行っている研究者	研究活動における不正行為の告発に関する具体的な手順や、告発を受けて行う調査の具体的な手順、手続などを示す。
防衛施設に係る工事一時中止ガイドライン(防衛省)	省内工事担当者	防衛施設に係る工事の一時中止を行う際の手順、手続(必要書類等、参考様式)などを示す。
電子公告調査機関の登録又はその更新の審査に関するガイドライン(法務省)	電子公告調査機関の登録を受けようとする者	電子公告調査機関に登録するための手続(申請手続、提出資料、審査方法等)について示す。
PFI事業実施プロセスに関するガイドライン	各府省 PFI 実施担当者	本ガイドラインは、国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示すものである。 以下のプロセスとその手続について示されている。 ・PFI 事業のプロセス ・事業者選定プロセス
行政文書の管理方策に関するガイドライン	府省担当者	行政文書の分類(分類の方法、文書ファイル等の管理方法、保存期間の記載方法等)、作成、保存(保存期間、方法)、移管又は廃棄に関するルール及び留意事項を示すほか、行政文書の管理台帳に関する記載事項、留意事項などを示す。 ※管理簿ひな形例の提示有。 ※行政文書の最低保存期間基準添付
特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン	国立公文書館等	本ガイドラインにおいては、国立公文書館等における特定歴史公文書等の保存、利用、廃棄について、 <u>利用等規則の規定例を示すとともに、留意事項として実務上の留意点について、記している。</u> 示されている規定例:

ガイドライン名	対象者	概要
		○○館利用等規則 目次 第A章 総則 第B章 保存 第1節 受入れ 第2節 保存 第C章 利用 第1節 利用の請求 第2節 利用の促進 第3節 移管元行政機関の利用 第4節 利用時間及び休館日 第D章 廃棄 第E章 研修 第F章 雑則
行政文書の管理に関するガイドライン	各府省職員	<p>本ガイドラインにおいては、第1(総則)から第11(補則)までの各セグメントの冒頭で規則の規定例を示すとともに、留意事項として当該規定の趣旨・意義や職員が文書管理を行う際の実務上の留意点について、記している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○○省行政文書管理規則 目次 第1 総則 第2 管理体制 第3 作成 第4 整理 第5 保存 第6 行政文書ファイル管理簿 第7 移管、廃棄又は保存期間の延長 第8 点検・監査及び管理状況の報告等 第9 研修 第10 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第11 補則 </div>
安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン(消防庁)	総務大臣 首長	安否情報収集に必要な事務手続、様式などを示す。

(エ) 検証・評価方法の提示

検証や評価を行う施策や事業における検証方法や評価方法を示すものである。本機能を有するガイドラインは、上述のとおり本分析において11件見られた。具体的な内容は、図表26に示す。

図表 26 検証・評価方法の提示の機能を有するガイドラインの検証・評価部分の概要

ガイドライン名	概要	備考
ODA 評価ガイドライン	ODA 評価における考え方 (PDCA サイクル)、評価基準、評価の仕組 (評価組織、評価種類等)、フィードバック、公表などに方法について示す。	評価基準となる資料や評価の仕組の関係などを細かく説明する。
無償資金協力審査ガイドライン	無償資金協力の実施に係る事前評価及び実施中、などについて事後評価の流れを示す。	—
知的資産経営の開示ガイドライン	知的資産経営の指標策定の考え方、これを踏まえた知的資産経営の開示に際しての評価方法などを示す。	SWOT 分析などの具体的な手法の提示などを行う。
判定目安表(評価ガイドライン)	雇用型訓練におけるジョブ・カードを活用した評価を行う際に用いる Excel の評価シートを評価ガイドラインとして示す。	職種別・業種別にシートを示しており、ガイドライン自体がツールとなっている
情報システムの調達に係る総合評価落札方式の財務省標準ガイドライン	情報システムの調達において用いる総合評価方式について、入札説明書等における要求事項や評価基準等、評価に必要な内容を示す。	—
オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン	オンライン手続に用いられる認証方式についての安全性評価のための、技術的な評価方法等について示す。	—
民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドライン(検討のまとめ)	民間教育事業者において行う事業改善のための評価のための、評価項目、評価内容等について示す。	—
VFM(Value For Money)に関するガイドライン	PFI における VFM (Value For Money) による評価の意義、評価方法等について示すほか、具体的な項目の提示を行う。	—
公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業の評価において VFM により評価する際尾の視点などについて示す。	—
PFI事業実施プロセスに関するガイドライン	PFI により事業者を選定する際の評価の前提条件、評価方法等について示す。	—
学校評価ガイドライン(文部科学省)	学校評価について、意義、目的のほか、自己評価の実施方法、第三者評価における評価項目等について示す。	—

(オ) 実施方法の提示等 (取組方法・工程の提示含む)

具体的な実施方法や解説、ガイドなどを示すものである。今回調査対象としたガイドラインの中でも最も多くみられたもので、記述内容や記述レベルも多様なものとなっている。具体的な代表例を以下に示す。

【ガイドラインにより実施方法の提示として、具体的な対応方法や考え方などが示されているもの】

ガイドライン名	「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)
内容	<p>本ガイドラインは、市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示すものである。したがって、各市町村において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判断基準を定めること等により「特定空家等」に対応することが適当である。</p> <p>目次構成 はじめに 第1章 空家等に対する対応 1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」 2. 具体の事案に対する措置の検討 3. 所有者等の特定 第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項 第3章 特定空家等に対する措置 1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握 2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備 3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導(法第14条第1項) 4. 特定空家等の所有者等への勧告(法第14条第2項) 5. 特定空家等の所有者等への命令(法第14条第3項～第8項) 6. 特定空家等に係る代執行(法第14条第9項) 7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合(法第14条第10項) 8. 必要な措置が講じられた場合の対応</p>
コメント	※ 本ガイドラインによって空家等対策の推進に関する特別措置法において、市町村が行うべき特定空家等への対応に関する考え方などが示されている。

【ガイドラインにより実施方法の提示として、法令解釈が提示されているもの】

ガイドライン名	発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン
内容	<p>今般、発注者と受注者との間の取引において、必ずしも十分に徹底されていない法条を中心に、建設業法に照らし、受発注者はどのような対応をとるべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定しました。</p> <p>記述例：(1)見積りに当たっては工事の具体的内容を提示することが必要 建設業法第20条第3項により、発注者が受注予定者に対して提示しなければならない具体的内容は、同法第19条により請負契約書に記載することが義務付けられている事項(工事内容、工事着手及び工事完成の時期、前金払又は出来形部分に対する支払の時期及び方法等(7ページ「2-1 当初契約」参照))のうち、請負代金の額を除くすべての事項となる。 見積りを適正に行うという建設業法第20条第3項の趣旨に照らすと、例えば、上記のうち「工事内容」に関し、発注者が最低限明示すべき事項としては、 ① 工事名称 ② 施工場所 ③ 設計図書(数量等を含む) ④ 工事の責任施工範囲 が挙げられ、発注者は、具体的内容が確定していない事項についてはその旨を明確に示さなければならない。施工条件が確定していないなどの正当な理由がないにもかかわらず、発注者</p>

	が、受注予定者に対して、契約までの間に上記事項等に関し具体的な内容を提示しない場合には、建設業法第20条第3項に違反する。
コメント	※ 本ガイドラインによって建設業法における発注者の義務に関する規定の具体的な解釈が示されている。

【ガイドラインにより実施方法の提示として、実施の基準が示されているもの】

ガイドライン名	警察の保有する情報の公開に関するいくつかのガイドライン
内容	<p>本ガイドラインは、従来未公表であった、永住許可の「我が国への貢献」に関する基準について現時点において可能な範囲で示したものである。今後も関係各方面の意見を聴きつつ更なる許可要件の緩和、明確化・透明化について検討し、本ガイドラインの改定を図っていくこととする。</p> <p>記述例：</p> <p>次のいずれかに該当し、かつ、5年以上日本において社会生活上問題を生ぜしめることなく滞在してきたこと。</p> <p>1 各分野に共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際機関若しくは外国政府又はこれらに準ずる機関から、国際社会において権威あるものとして評価されている賞を受けた者 <p>例：ノーベル賞、フィールズ賞、プリッカー賞、レジオンドヌール勲章</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本政府から次のような賞を受けた者 <p>国民荣誉賞、勲章、文化勲章又は褒章（紺綬褒章及び遺族追賞を除く）、日本国際賞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本政府又は地方自治体から委員等として任命、委嘱等されて公共の利益を目的とする活動を概ね3年以上行った者 ○ 医療、教育その他の職業活動を通じて、日本社会又は地域社会の維持、発展に多大な貢献のあった者
コメント	※ 本ガイドラインによって永住許可の「我が国への貢献」の有無の判断基準が示されている。

(カ) 事例の提示

具体例や事例等を示すものである。たとえば、ガイドラインで実施される内容に関する記載例や、該当の有無を判断する目安、ベストプラクティスとして挙げられるものがある。本機能を有するガイドラインは、上述のとおり本分析において21件見られた。具体的な内容を以下に示す。

図表 27 事例の提示の機能を有するガイドラインで示される事例

ガイドライン名	提示される事例の例	事例の目的
ODA 評価ガイドライン	目標体系図（国別評価）の参考例	過去事案の事例
汚染土壌の運搬に関するガイドライン	運搬のフロー例	参考例の一例
	関係書類記載例	記載事例
汚染土壌の処理業に関するガイドライン	対応例	バリエーションの一例
	関係書類記載例	記載事例
災害時におけるペットの救護対策ガイドライン	活動事例	ベストプラクティス
	具体例（自治体の取組、民間団体の取組等）	参考例の一例
事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（団体ガイドライン）	相談事例	実例を踏まえた参考例
要素別点数法による職務評価の実施ガイドライン	評価表記入例	記載事例
	導入事例	ベストプラクティス
成人の新型インフルエンザ治療ガイドライン	症例提示	過去事案の事例
原状回復をめぐるトラブルとガイドライン	損耗・毀損の事例区分	参考例の一例
	原状回復の精算明細等に関する様式（例）	記載例
	参考判例	過去事案の事例
情報セキュリティ監査基準実施報告ガイドライン	報告書の記載例	記載例及びひな形例
危険物施設の震災等対策ガイドライン	取組事例	ベストプラクティス
	臨時的対応の事例	参考例の一例
誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン	具体的な設置例	参考例の一例
教育分野における ICT 利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン（手引書）	導入例（実証実験例）	ベストプラクティス 参考例の一例
防衛施設の建設工事設計変更ガイドライン	具体的な事例 例：設計図書が互いに一致しない場合 (2) 具体的な事例 ・図面と特記仕様書（資材の規格、機器の仕様、内装仕上等）が一致しない。 ・図面と図面の数量（管布設延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない。	項目説明のための具体例
「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン	典型例（投稿例）	過去事案の事例
インターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）に関するガイドライン	QA	参考例の一例
消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン（消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方）	ガイドライン解釈における該当例・非該当例	参考例の一例
社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン	再下請負通知書の作成例	ひな形の例
建設業法令遵守ガイドライン	行為事例（建設業法における該当例・非該当例）	参考例の一例
NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン	電気通信事業法上問題となり得る行為	参考例の一例
博物館実習ガイドライン	館園実習実施計画例	記載事例

5. ガイドライン分析による考察結果

(1) ガイドラインの外形的な規則性について

本調査では、625 件のガイドラインを収集し、うち 176 件のガイドラインについて、策定根拠や策定形式などの外形的な特徴及び制度的規範性等からガイドラインの特性を分析した。特に「命令等」の性格を有するガイドラインについては、(行政手続法あるいは個別法といった) ガイドラインの制度上の根拠や策定形式による違い等について確認した。

本調査結果によると、比率的には一部であるものの(行政手続法上の)命令等の位置付けとなるガイドラインの存在が確認できた。命令等の性格の有無については、(e-Gov 等で)行政手続法上の意見公募手続の手続きを経ているか否かを確認することが可能である。

一方、こうした「命令等」の性格を有するものについても、「命令等」のうちのいずれに該当するか(法規命令、審査基準、処分基準、行政指導指針の別)については、外形的な規則性を見出すことはできなかった。また、策定の形式に関しては、告示や通達、通知の形式をとるもの、いずれの形式もとらないものの双方が見受けられたものの、両者を区分する明確な判断基準は見当たらなかった。

(2) ガイドラインの機能について

(「命令等」の性格を有するガイドラインに関する上記の分析に加え、)「命令等」の性格を有しないガイドラインについても機能面、すなわち、考え方・方針の提示、目標の提示、手続内容の提示、実施方法の提示等の提示、検証・評価方法の提示、事例の提示などの機能の有無から整理を行った。

今回の調査結果によると、特に実施内容に対する考え方・方針等や、具体的な解説等、実施方法の示す機能を有するガイドラインが大半であったが、一方でいずれか一つの機能しか有しないものは限定的であり、複数の機能をもつガイドラインが大半であった。

なお、こうしたガイドラインが有する機能については、ガイドラインの目的などにより第一次的に判断することが可能だが、実際にはこれだけでガイドラインが有する機能を十分に把握することは難しく、具体的な内容等を確認、理解が必要となる。

(3) ガイドラインの今後の分析に向けて

本調査では多数のガイドラインを分析したが、その性格や機能は多種多様である。本調査で収集・分析したガイドラインは「ガイドライン」という名称が付されたものを対象としたが、そもそもガイドライン自体に公式の定義がなく、ガイドラインとしての要件等も定められていない。そのため、国の行政機関がガイドラインを策定するにあっても、その策定・公表の目的や内容は必ずしも一様ではないように捉えられる。

そのため、多くのガイドラインは、一見しただけでは、策定者の意図は不明であり、

その結果、社会において果たしている機能などについても、十分把握することが難しい。本調査では、Web で公表されているガイドラインを基礎とした書面調査であったが、ガイドラインの策定者における意図・目的、社会において果たしている機能等を分析するためには、ガイドラインの背景にある社会問題、関係法令との関係、関係者におけるガイドラインに対する捉え方などについて、個別に一つ一つ確認することが求められる。

またガイドラインについては、すでに紹介したように、公正取引委員会や金融庁におけるガイドラインのうち、法的性格を有しないもの実際に通用しているものや、犯罪収益移転防止法に係るガイドラインのように、法律上の届出義務の有無の判断基準のように、政令で定めるべきものがあるとの指摘がなされている⁴³。このように、ガイドラインの中には、将来的には法制化される内容を含むようなものも含まれていると、思料される。

⁴³ 前出阿部行政法 P279

付属資料

- ・ 分析対象としたガイドライン一覧
- ・ 「命令等」の性格を有しないガイドラインが有する機能一覧

分析対象としたガイドライン一覧

ガイドラインの名称	管轄府省	根拠	形式
電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン	総務省	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第6条及び第8条	告示
財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン	財務省	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第8条	告示
外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン	外務省	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第8条	告示
法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン	法務省	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第6条及び第8条	告示
債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン	法務省	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第6条及び第8条	告示
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン	金融庁	「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）	告示
メンブレンガスホルダーに係るガイドライン（内規）	経済産業省	ガス事業法（昭和29年法律第51号）	通知
安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン	消防庁	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年6月18日法律第112号）	通知
建設汚泥の活用に関するガイドライン	防衛省	再生資源の利用に関する法律（平成3年法律第48号）（建設省経事発第103号（3.10.25）建設省経建発第226号より）	技術調査官通知
大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン	消防庁	消防法施行令	課長通知
誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン	消防庁	消防法施行令	課長通知
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第24条に規定する帳簿の記載等に関するガイドライン	原子力規制委員会	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第24条第1項	通知
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）	金融庁	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）	通知 （規制にかかわる通知・通達等のうち「外部効果」を有するもの）
「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）	金融庁	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）	通知 （規制にかかわる通知・通達等のうち「外部効果」を有するもの）
金融監督等にあたっての留意事項について－事務ガイドライン－ 第三分冊：金融会社関係	金融庁	資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）	通知
建設業許可事務ガイドライン	国土交通省	建設業法第2条第1項	通達

ガイドラインの名称	管轄府省	根拠	形式
警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドライン	警察庁	警察法	長官官房長 通達
「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）	国土交通省	「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年法律第 127 号）	なし
政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン	総務省	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号）	なし（各府省 情報化統括 責任者（CIO） 連絡会議）
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン	総務省	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）	なし
特定電子メールの送信等に関するガイドライン	総務省	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）	なし
NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン	総務省	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）	なし
環境報告ガイドライン	環境省	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号）	なし
学校評価ガイドライン	文部科学省	学校教育法	なし
消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン（総額表示義務の特例）について※ページ名。タイトルは「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方」	財務省	「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号）	なし
「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン	警察庁	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）	なし
インターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）に関するガイドライン	警察庁	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）	なし
P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン	内閣府	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 27 年 12 月 18 日閣議決定）	なし
V F M（Value For Money）に関するガイドライン	内閣府	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 27 年 12 月 18 日閣議決定）	なし

ガイドラインの名称	管轄府省	根拠	形式
モニタリングに関するガイドライン	内閣府	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成27年12月18日閣議決定）	なし
公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン	内閣府	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）等	なし
行政文書の管理に関するガイドライン	内閣府	公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）	なし （内閣総理大臣決定）
PFI事業実施プロセスに関するガイドライン	内閣府	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）	なし
消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン （消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方）	公正取引委員会	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）	なし
地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン	内閣官房	地理空間情報活用推進基本法	なし
博物館実習ガイドライン	文部科学省	博物館法施行規則	なし
建設業法令遵守ガイドライン	国土交通省	建設業法（昭和24年法律第100号）	なし
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン	国土交通省	建設業法（昭和24年法律第100号）	なし
土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン	環境省	改正土壌汚染対策法	なし
汚染土壌の運搬に関するガイドライン	環境省	改正土壌汚染対策法	なし
汚染土壌の処理業に関するガイドライン	環境省	改正土壌汚染対策法	なし
相殺関税に関する手続等についてのガイドライン	財務省	関税定率法（明治43年法律第54号） 相殺関税に関する政令（平成6年政令第415号） 補助金及び相殺措置に関する協定	なし
不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン	財務省	関税定率法（明治43年法律第54号）	なし
緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン	財務省	関税定率法（明治43年法律第54号）	なし
電子公告調査機関の登録又はその更新の審査に関するガイドライン	法務省	会社法（平成17年法律第86号。以下「法」という。）第942条から第944条、第945条	なし

ガイドラインの名称	管轄府省	根拠	形式
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン	法務省	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 同法施行令 同法施行規則	
原子力事業者訓練の評価ガイドライン	原子力規制委員会	原子力災害対策特別措置法第 13 条	なし
契約に関するガイドラインー P F I 事業契約における留意事項について	内閣府	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 27 年 12 月 18 日閣議決定）	なし
行政文書の管理方策に関するガイドライン	内閣府	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）	なし （各省庁事務連絡会議申合せ）
特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン	内閣府	公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）	なし （内閣総理大臣決定）
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）	個人情報保護委員会	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号） 「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）	なし
（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン	個人情報保護委員会	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号） 「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）	なし
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）	個人情報保護委員会	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号） 「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）	なし
企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）	金融庁	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	なし
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）	金融庁	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	なし
開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）	金融庁	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	なし
外国会社届出書等による開示に関する留意事項について（英文開示ガイドライン）	金融庁	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	なし
公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン	消費者庁	公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）	なし
国の行政機関の通報処理ガイドライン（内部の職員等からの通報）	消費者庁	公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）	関係省庁申合せ

ガイドラインの名称	管轄府省	根拠	形式
国の行政機関の通報処理ガイドライン（外部の労働者からの通報）	消費者庁	公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）	関係省庁申合せ
適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン	消費者庁	消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）	なし
国土強靱化地域計画策定ガイドライン	内閣官房	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月 11 日）	なし
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン	内閣府地方創生推進室	地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）	なし
金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）	金融庁	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）第 1 条の 3 の 2 第 2 号	なし
金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）	金融庁	金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 240 号）	なし
輸入加工食品の自主管理に関するガイドライン	厚生労働省	食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合（平成 20 年 2 月 22 日）	部長通知
社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン	国土交通省	「当面講ずべき施策のとりまとめ」（平成 26 年 1 月中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会）	課長通知
農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン	農林水産省	「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」（平成 26 年 9 月 19 日 第 4 回総合科学技術・イノベーション会議決定）	農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	文部科学省	「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」（平成 19 年 4 月文部科学省発表） 中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」	局長通知
建設工事等に係る秘密保全対策ガイドライン	防衛省	秘密の保全に関する特約条項	技術調査官通知
自衛隊施設の津波対策ガイドライン	防衛省	防衛省防災業務計画（24. 12. 21）	局長通知
装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン	防衛省	秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）第 29 条第 1 項 特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号）第 37 条第 1 項 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 38 号）第 27 条第 1 項	事務次官通達

ガイドラインの名称	管轄府省	根拠	形式
M&Sガイドライン	防衛省	中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）（平成16年12月10日安全保障会議決定及び閣議決定）	通達
業務改善に関するガイドライン	防衛省	防衛省改革会議（内閣官房長官決裁）	通達
取締り活動ガイドライン	警察庁	「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」（平成17年3月22日付け、警察庁丙交指発第14号等）	課長通達
情報セキュリティ監査手続ガイドライン	経済産業省	「情報セキュリティ管理基準」（平成20年経済産業省告示第246号）	なし
ITサービス継続ガイドライン	経済産業省	「事業継続計画（BCP）策定ガイドライン」（経済産業省平成17年3月） 「事業継続ガイドライン（第2版）」（内閣府平成25年8月改定）	なし
新型インフルエンザ対策ガイドライン	厚生労働省	新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議	なし
既存住宅インスペクション・ガイドライン	国土交通省	中古住宅・リフォームトータルプラン（平成24年3月）	なし
SIMロック解除に関するガイドライン	総務省	「ICTサービス安心・安全研究会」及び「情報通信審議会2020-ICT基盤政策特別部会」 「モバイル創生プラン」（平成26年10月31日）	なし
油汚染対策ガイドライン	環境省	中央環境審議会土壌農薬部会	なし
電子政府ユーザビリティガイドライン	内閣官房	オンライン利用拡大行動計画（平成20年9月12日it戦略本部決定）	なし 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定
外食の原産地表示ガイドライン	農林水産省	「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）	なし
生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン	農林水産省	生鮮食品品質表示基準（告示）第4条	なし
美の里づくりガイドライン	農林水産省	「水とみどりの『美の里』プラン21」（平成15年9月5日農林水産省公表）	なし
個別管理基準（監査項目）策定ガイドライン	経済産業省	「情報セキュリティ管理基準」（平成20年経済産業省告示第246号）	なし
情報セキュリティ監査基準実施基準ガイドライン	経済産業省	「情報セキュリティ管理基準」（平成20年経済産業省告示第246号）	なし
情報セキュリティ監査基準実施報告ガイドライン	経済産業省	「情報セキュリティ管理基準」（平成20年経済産業省告示第246号）	なし
知的資産経営の開示ガイドライン	経済産業省	産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会	なし

ガイドラインの名称	管轄府省	根拠	形式
地域医療構想策定ガイドライン	厚生労働省	「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成26年厚生労働省告示第354号)	なし
要素別点数法による職務評価の実施ガイドライン	厚生労働省	平成19年のパートタイム労働法改正法案に対する附帯決議(参議院厚生労働委員会)	なし
有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン	厚生労働省	「若者雇用戦略」(平成24年6月に雇用戦略対話)	
安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省	「みんなにやさしい自転車環境 -安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言-」(平成24年4月5日)	なし
自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン(案)	環境省	土壌汚染対策法成立時の衆参両院における付帯決議	なし
民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドライン(検討のまとめ)	文部科学省	教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)	なし
薬学実務実習に関するガイドライン	文部科学省	薬学教育モデル・コアカリキュラム薬学実務実習に関する連絡会議	なし
我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン	文部科学省	「これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)」(平成25年5月28日教育再生実行会議)	なし
情報システムの調達に係る総合評価落札方式の財務省標準ガイドライン	財務省	「情報システムに係る政府調達の基本指針 pdf」(2007年(平成19年)3月1日各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)	調達関係省庁申合せ
在留特別許可に係るガイドライン	法務省	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年12月22日)及び「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(平成16年12月24日)	なし
我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン	法務省	規制改革の推進に関する第3次答申(平成15年12月22日)	
留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン	法務省	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン	なし
新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン	内閣府	新しい公共支援事業交付金交付要綱	なし
機能性表示食品の届出等に関するガイドライン	消費者庁	食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)	なし
高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン	NICS	サイバーセキュリティ戦略(平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定)	なし
府省庁対策基準策定のためのガイドライン	NICS	政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議決定)	なし
中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン	NICS	第二次情報セキュリティ基本計画(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定)	なし

ガイドラインの名称	管轄府省	根拠	形式
官民ファンドの運営に係るガイドライン	内閣官房	関係閣僚会議決定	なし
法令外国語訳の外部委託に関するガイドライン	内閣官房	法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議	なし
政府の地理情報の提供に関するガイドライン	内閣官房	「GISアクションプログラム2002-2005」(2002年2月20日地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議決定)	なし (地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議申し合わせ)
オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン	内閣官房	オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日、IT戦略本部決定)	なし
特別栽培農産物に係る表示ガイドライン	農林水産省	なし	局長通知
児童館ガイドライン	厚生労働省	なし	局長通知
防衛施設の建設工事設計変更ガイドライン	防衛省	なし	課長通知
防衛施設に係る工事一時中止ガイドラインについて	防衛省	なし	課長通知
危険物施設の震災等対策ガイドライン	消防庁	なし	室長通知
消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン	消防庁	なし	課長通知
危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドライン	消防庁	なし	室長通知
救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン	消防庁	なし	課長通知
全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドライン	消防庁	なし	課長通知
少年警察ボランティア活動の活性化に向けたガイドライン	警察庁	なし	局長通達
ドローンによる撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン	総務省	なし	なし
地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	総務省	なし	なし
射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン	環境省	なし	なし
流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針(流通・取引慣行ガイドライン)	公正取引委員会	なし	なし
地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン	内閣官房	なし	なし
トータルダイエットスタディに関するガイドライン	農林水産省	なし	なし
指定野菜の需給ガイドライン	農林水産省	なし	なし
食品期限表示の設定のためのガイドライン	農林水産省	なし	なし
海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省	なし	なし
災害に強い漁業地域づくりガイドライン	農林水産省	なし	なし
事業者の公害防止に関する環境管理ガイドライン	経済産業省	なし	なし
ソフトウェア管理ガイドライン	経済産業省	なし	なし
事業継続計画策定ガイドライン	経済産業省	なし	なし
判定目安表(評価ガイドライン)	厚生労働省	なし	なし
成人の新型インフルエンザ治療ガイドライン	厚生労働省	なし	なし

ガイドラインの名称	管轄府省	根拠	形式
ン			
災害時地域精神保健医療活動ガイドライン	厚生労働省	なし	なし
ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン	厚生労働省	なし	なし
原状回復をめぐるトラブルとガイドライン	国土交通省	なし	なし
中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン	国土交通省	なし	なし
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編	国土交通省	なし	なし
教育分野における ICT 利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン（手引書）	総務省	なし	なし
発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン	総務省	なし	なし
廃棄物情報の提供に関するガイドライン	環境省	なし	なし
災害時におけるペットの救護対策ガイドライン	環境省	なし	なし
土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン	環境省	なし	なし
研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	文部科学省	なし	なし
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）	文部科学省	なし	なし
薬学準備教育ガイドライン（例示）	文部科学省	なし	なし
薬学アドバンスト教育ガイドライン（例示）	文部科学省	なし	なし
内部監査（会計監査）充実・強化のためのガイドライン	財務省	なし	なし
官民ファンドの運営に係るガイドライン	財務省	なし	なし
特別会計等財務書類の作成ガイドライン	財務省	なし	なし
デザインガイドライン（貨幣）	財務省	なし	なし
ODA 評価ガイドライン	外務省	なし	なし
日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン	外務省	なし	なし
無償資金協力審査ガイドライン	外務省	なし	なし
プロテクション・ガイドライン	外務省	なし	なし
日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン	外務省	なし	なし
2014 年日露武道交流年記念事業認定ガイドライン	外務省	なし	なし
在外公館施設の利用ガイドライン（地方の魅力発信プロジェクト）	外務省	なし	なし
日メコン交流年ロゴマークの使用に関するガイドライン	外務省	なし	なし
「ロシアにおける日本文化フェスティバル 2003」ロゴマーク使用ガイドライン	外務省	なし	なし

ガイドラインの名称	管轄府省	根拠	形式
永住許可に関するガイドライン	法務省	なし	なし
分野別実務修習における指導のガイドライン	法務省	なし	なし
在留資格の変更, 在留期間の更新許可のガイドライン	法務省	なし	なし
防衛省PBL導入ガイドライン	防衛省		なし
新「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)	防衛省	なし	なし
総務省消防庁 Twitter ガイドライン	消防庁	なし	なし
光警報装置の設置に係るガイドライン	消防庁	なし	なし
核燃料施設火災防護ガイドライン	原子力規制委員会	なし	なし (独立行政法人原子力安全基盤機構より通知あり)
事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(団体ガイドライン)	公正取引委員会	なし	なし
警察の保有する情報の公開に関するいくつかのガイドライン	国家公安委員会	なし	なし
津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン	復興庁	なし	なし
マイナンバーロゴマーク利用ガイドライン	内閣官房	なし	なし
地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン	内閣官房	なし	なし
医療渡航支援企業の認証及び渡航受診者受入医療機関の外国への情報発信に関する考え方や医療渡航支援企業認証等ガイドライン	内閣官房副長官補(外政担当)室	なし	なし

「命令等」の性格を有しないガイドラインが有する機能一覧

ガイドラインの名称	指標・目標値	考え方・指針	実施した内容の評価方法	事務的手順	対応方法・解説	事例
ODA 評価ガイドライン		○	○			○
日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン		○			○	
無償資金協力審査ガイドライン			○	○		
プロテクション・ガイドライン		○			○	
2014 年日露武道交流年記念事業認定ガイドライン				○		
「在外公館施設の利用ガイドライン」(地方の魅力発信プロジェクト)				○		
日メコン交流年ロゴマークの使用に関するガイドライン						
「ロシアにおける日本文化フェスティバル 2003」ロゴマーク使用ガイドライン						
土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン						
汚染土壌の運搬に関するガイドライン						○
汚染土壌の処理業に関するガイドライン						○
自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン(案)		○			○	
廃棄物情報の提供に関するガイドライン		○			○	
災害時におけるペットの救護対策ガイドライン		○			○	○
個別管理基準(監査項目)策定ガイドライン		○			○	
情報セキュリティ監査基準実施基準ガイドライン		○			○	
情報セキュリティ監査基準実施報告ガイドライン		○			○	
知的資産経営の開示ガイドライン		○	○			
事業者の公害防止に関する環境管理ガイドライン		○			○	
ソフトウェア管理ガイドライン		○			○	

ガイドラインの名称	指標・目標値	考え方・指針	実施した内容の評価方法	事務的手順	対応方法・解説	事例
事業継続計画策定ガイドライン		○			○	
原子力事業者訓練の評価ガイドライン		○			○	
核燃料施設火災防護ガイドライン		○			○	
事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(団体ガイドライン)						○
地域医療構想策定ガイドライン		○			○	
要素別点数法による職務評価の実施ガイドライン		○			○	○
有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン		○			○	
児童館ガイドライン		○			○	
判定目安表(評価ガイドライン)		○	○			
成人の新型インフルエンザ治療ガイドライン		○			○	○
災害時地域精神保健医療活動ガイドライン		○			○	
ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン		○			○	
建設業法令遵守ガイドライン		○			○	○
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン		○			○	
安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン		○			○	
原状回復をめぐるトラブルとガイドライン		○			○	○
中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン		○			○	
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編		○			○	
警察の保有する情報の公開に関するいくつかのガイドライン		○			○	
相殺関税に関する手続等についてのガイドライン		○			○	
不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン		○			○	

ガイドラインの名称	指標・目標値	考え方・指針	実施した内容の評価方法	事務的手順	対応方法・解説	事例
緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン		○			○	
情報システムの調達に係る総合評価落札方式の財務省標準ガイドライン		○	○		○	
内部監査(会計監査)充実・強化のためのガイドライン		○			○	
官民ファンドの運営に係るガイドライン		○			○	
特別会計等財務書類の作成ガイドライン		○		○	○	
デザインガイドライン(貨幣)						
公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン		○			○	
国の行政機関の通報処理ガイドライン (内部の職員等からの通報)		○			○	
国の行政機関の通報処理ガイドライン (外部の労働者からの通報)		○			○	
機能性表示食品の届出等に関するガイドライン		○			○	
危険物施設の震災等対策ガイドライン		○			○	○
総務省消防庁 Twitter ガイドライン					○	
安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン		○		○	○	
消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン	○	○				
危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドライン		○			○	
大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン		○			○	
救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン	○	○			○	
全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドライン		○			○	
誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン		○			○	○

ガイドラインの名称	指標・目標値	考え方・指針	実施した内容の評価方法	事務的手順	対応方法・解説	事例
光警報装置の設置に係るガイドライン	○	○			○	
教育分野におけるICT利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン(手引書)		○			○	○
・発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン		○			○	
国土強靱化地域計画策定ガイドライン		○			○	
法令外国語訳の外部委託に関するガイドライン		○		○	○	
政府の地理情報の提供に関するガイドライン		○			○	
オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン		○	○		○	
マイナンバーロゴマーク利用ガイドライン						
地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン		○			○	
契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について		○			○	
行政文書の管理方策に関するガイドライン		○		○	○	
特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン		○		○	○	
新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン		○			○	
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン		○		○	○	
農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン		○		○	○	
外食の原産地表示ガイドライン		○			○	
生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン		○			○	
美の里づくりガイドライン		○			○	
トータルダイエツトスタディに関するガイドライン		○			○	
指定野菜の需給ガイドライン	○					

ガイドラインの名称	指標・目標値	考え方・指針	実施した内容の評価方法	事務的手順	対応方法・解説	事例
食品期限表示の設定のためのガイドライン		○			○	
海岸漂着危険物対応ガイドライン		○			○	
災害に強い漁業地域づくりガイドライン		○			○	
津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン		○			○	
防衛省PBL導入ガイドライン		○			○	
建設汚泥の活用に関するガイドライン		○			○	
防衛施設の建設工事設計変更ガイドライン		○			○	○
建設工事等に係る秘密保全対策ガイドライン		○			○	
防衛施設に係る工事一時中止ガイドラインについて		○		○	○	
自衛隊施設の津波対策ガイドライン		○			○	
電子公告調査機関の登録又はその更新の審査に関するガイドライン		○		○	○	
在留特別許可に係るガイドライン					○	
我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン					○	
在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン					○	
永住許可に関するガイドライン					○	
分野別実務修習における指導のガイドライン		○			○	
学校のアレルギ－疾患に対する取り組みガイドライン		○			○	
民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドライン(検討のまとめ)		○	○		○	
薬学実務実習に関するガイドライン		○			○	
我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位		○			○	

ガイドラインの名称	指標・目標値	考え方・指針	実施した内容の評価方法	事務的手順	対応方法・解説	事例
プログラム構築に関するガイドライン						
薬学準備教育ガイドライン(例示)					○	
薬学アドバンス教育ガイドライン(例示)					○	
医療渡航支援企業の認証及び渡航受診者受入医療機関の外国への情報発信に関する考え方ー医療渡航支援企業認証等ガイドラインー		○			○	
高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン		○			○	
府省庁対策基準策定のためのガイドライン		○			○	
中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン		○			○	
油汚染対策ガイドライン		○			○	
射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン		○			○	
環境報告ガイドライン		○			○	
情報セキュリティ監査手続ガイドライン		○			○	
IT サービス継続ガイドライン		○			○	
「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン					○	○
インターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務(いわゆる削除義務)に関するガイドライン					○	○
消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン(消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法, 独占禁止法及び下請法上の考え方)					○	○

ガイドラインの名称	指標・目標値	考え方・指針	実施した内容の評価方法	事務的手順	対応方法・解説	事例
流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針(流通・取引慣行ガイドライン)		○			○	
新型インフルエンザ対策ガイドライン		○			○	
輸入加工食品の自主管理に関するガイドライン		○			○	
「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)		○			○	
社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン		○			○	○
既存住宅インスペクション・ガイドライン		○			○	
消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン(総額表示義務の特例)について※ページ名。タイトルは「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方」		○			○	
政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン		○			○	
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン		○			○	
特定電子メールに送信等に関するガイドライン		○			○	
NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン		○			○	○
ドローンによる撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン		○			○	
SIMロック解除に関するガイドライン		○			○	
地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン		○			○	
地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン		○			○	
電子政府ユーザビリティガイドライン		○			○	

ガイドラインの名称	指標・目標値	考え方・指針	実施した内容の評価方法	事務的手順	対応方法・解説	事例
地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン		○			○	
PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン		○			○	
VFM(Value For Money)に関するガイドライン		○	○		○	
モニタリングに関するガイドライン		○			○	
公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン		○	○		○	
行政文書の管理に関するガイドライン		○		○	○	
PFI事業実施プロセスに関するガイドライン		○	○	○	○	
博物館実習ガイドライン		○			○	○
学校評価ガイドライン		○	○		○	